

令和4年2月10日

建設業労務安全トップセミナー

主催：建設業労働災害防止協会 東京支部

「最近の労働基準行政について」

- 1 建設業における労働災害防止について
- 2 建設業における働き方改革の推進について

東京労働局 労働基準部

2021

1 「建設業における労働災害防止について」

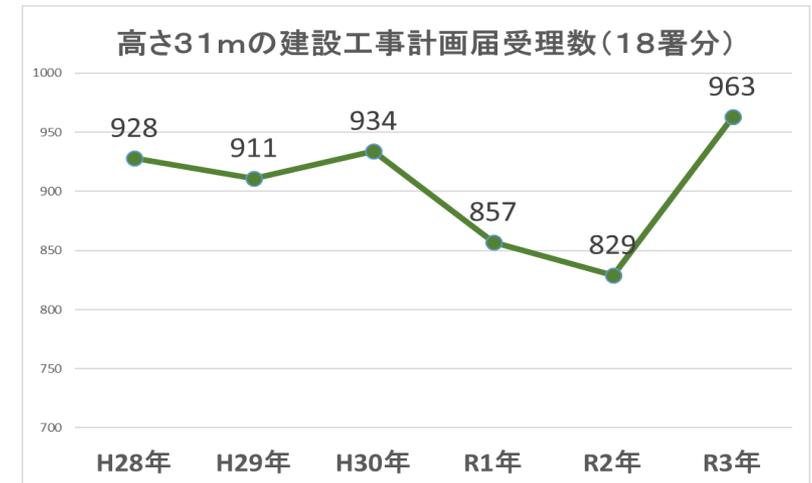
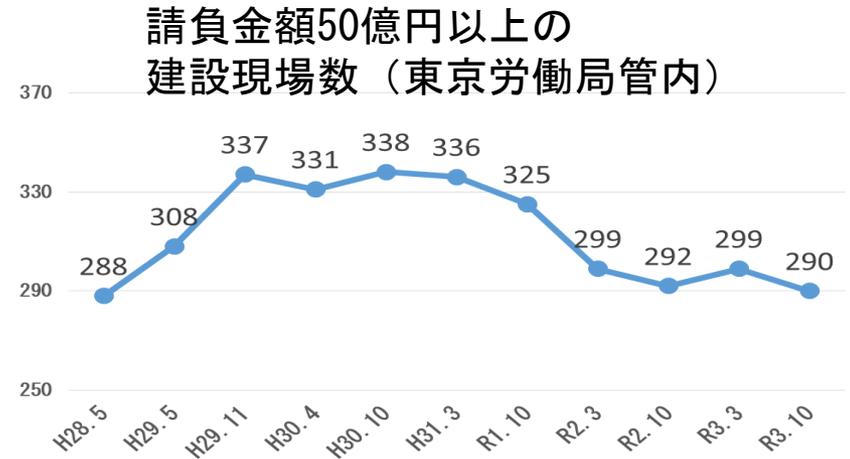
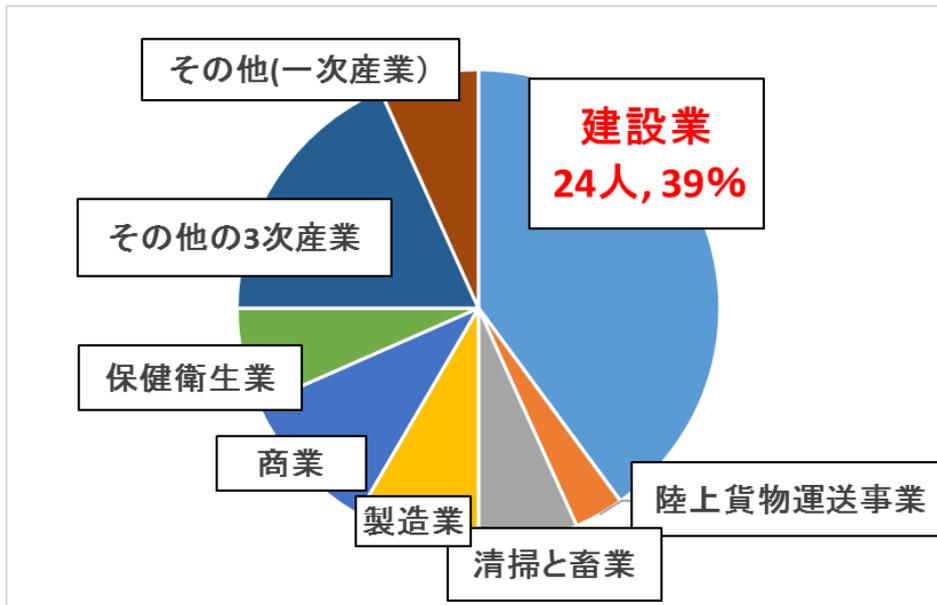
東京労働局労働基準部

都内の労働災害の現状

・死亡災害の約4割が建設業

→建設業が死亡災害防止の最重点業種

令和3年 業種別死亡災害発生状況
(東京都内 62人) (1/26速報値)

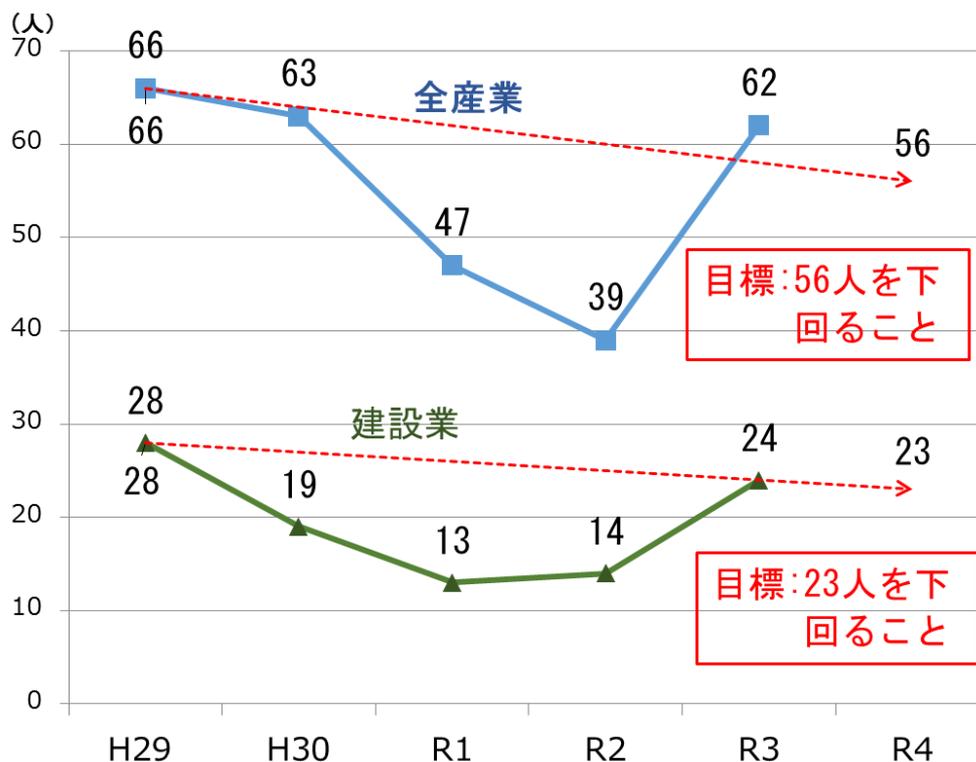


第13次東京労働局労働災害防計画の進捗状況

○ 死亡災害

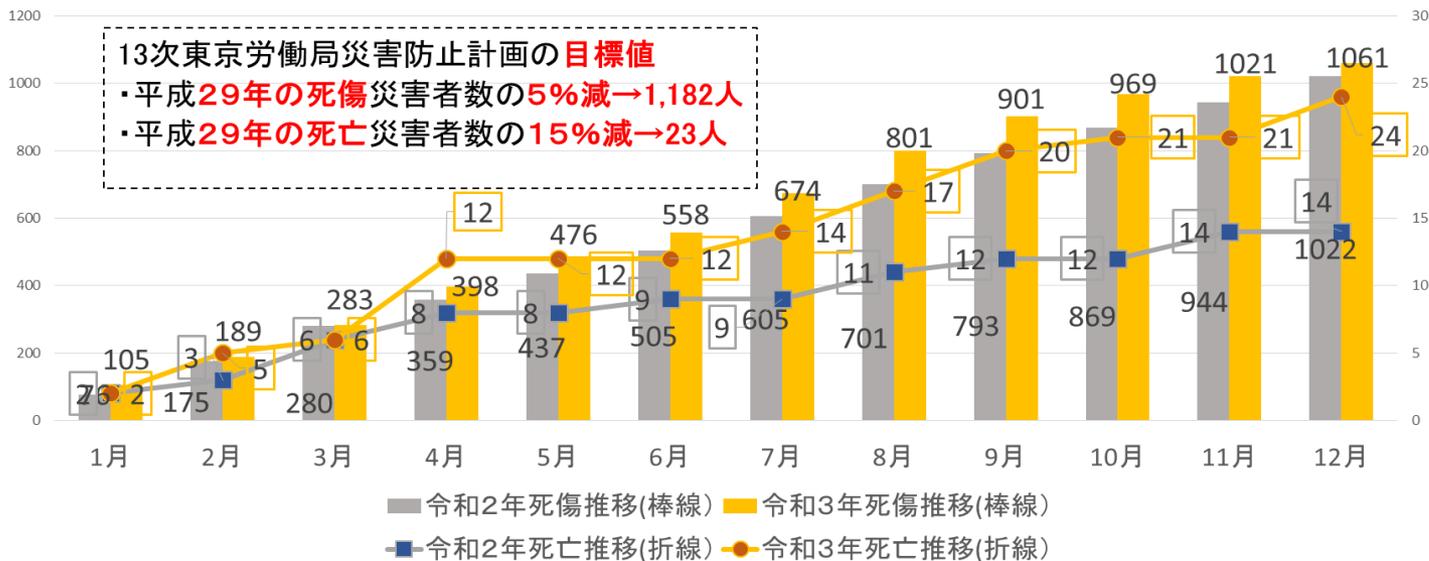
- 令和3年（13次防計画4年目）の死亡災害は62人（前年比23人増、約60%増加R04.01末日速報値）うち建設業は24人と全体の約40%を占める。
- 計画の目標値（56人）との比較では6人の増加であり、うち建設業では目標値（23人）より1人増加している。

死亡災害発生状況の推移



第13次東京労働局労働災害防止計画期間中（4年目まで）の死亡、死傷災害の推移

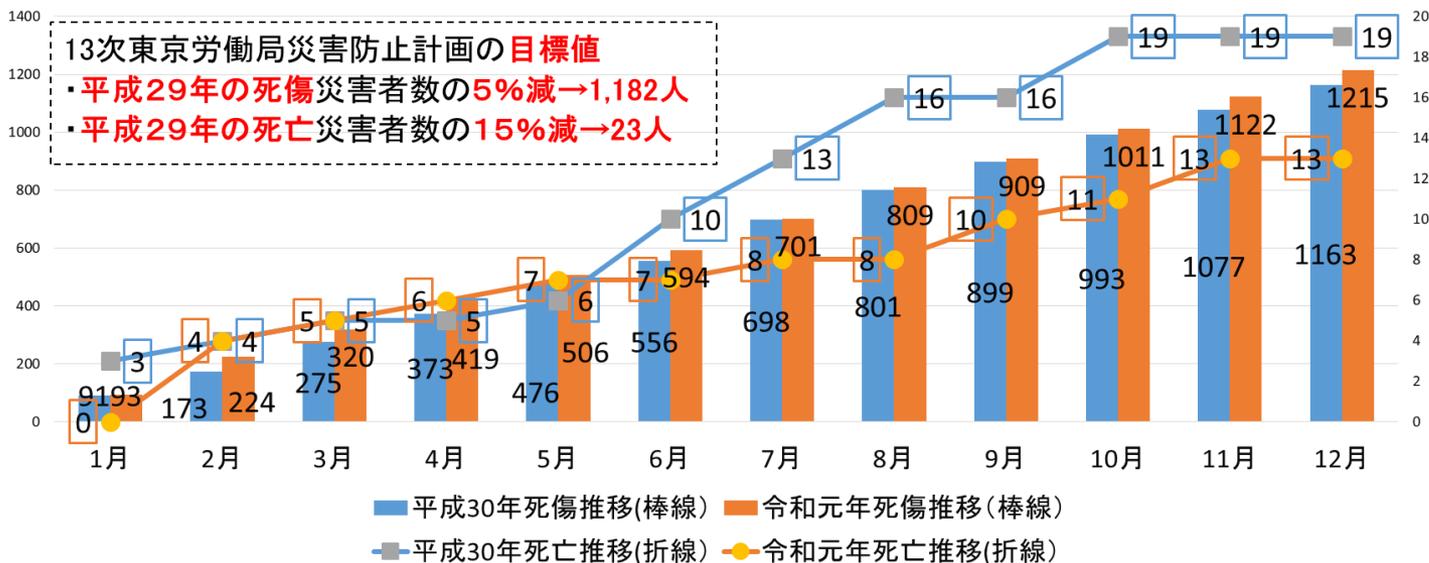
令和2年、3年死傷・死亡災害の推移



建設業について

- ・ グラフは折れ線が死亡者数で棒線が休業4日以上の死傷者数である。
- ・ 第13次東京労働局災害防止計画期間中の4年目までを示したもの。
- ・ 令和3年の死亡者24人は令和4年1月中の速報値である。死傷者1061人は昨年12月末日までの集計したもので確定値でない。

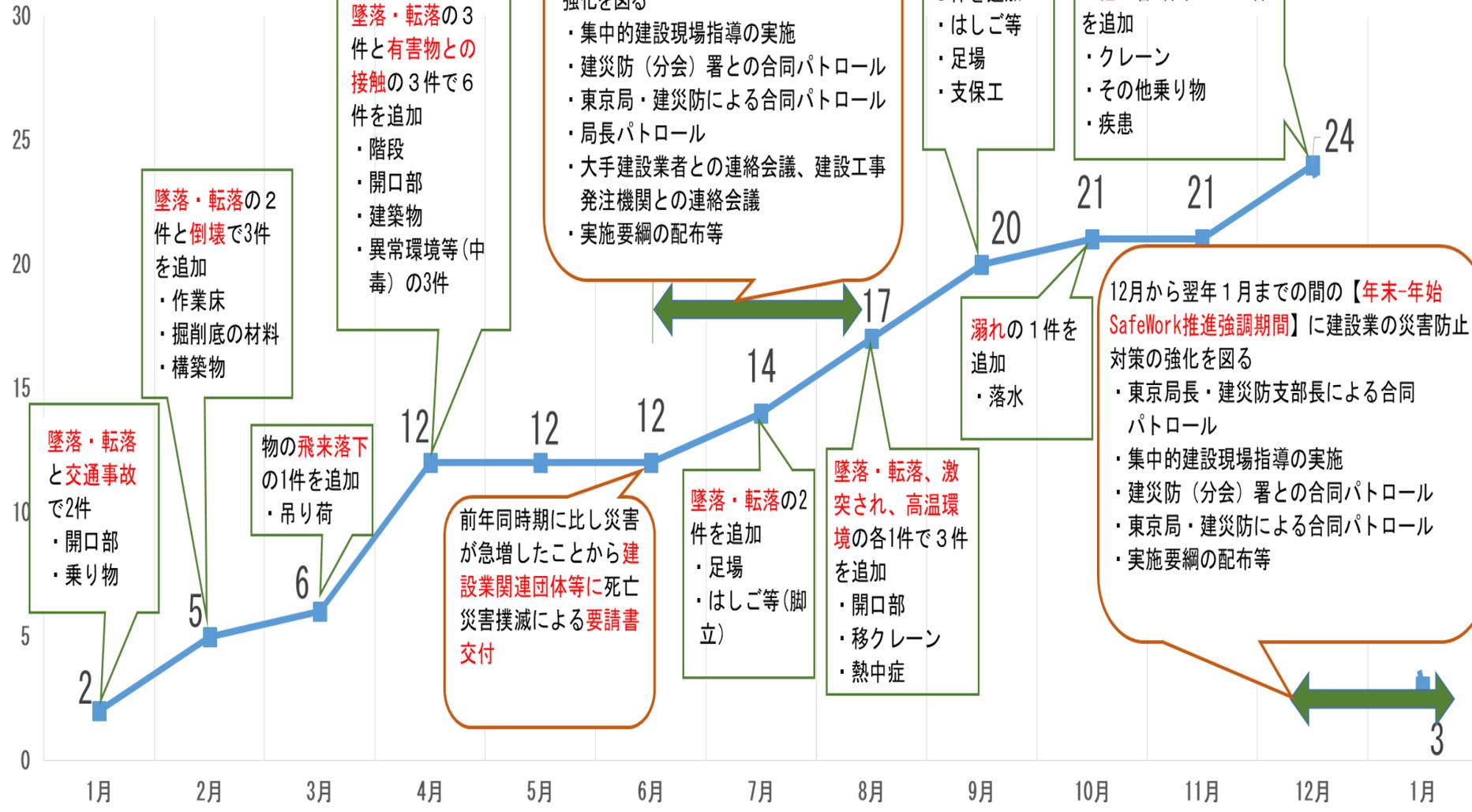
平成30年、令和元年死傷・死亡災害の推移



- ・ 計画期間中の3年目までの死亡者数は目標値の23人を下回っていたが昨年（R3年）の4年目は確定前に既に前年（R2年）の14人を大きく上回る。また目標値の23人を上回っている。
- ・ 休業4日以上では、令和元年を除き、目標値を下回っている

令和3年の建設業死亡災害の推移と災害防止対策の強化

建設業の死亡災害の推移と防止対策の強化
(令和3年)



令和3年死亡災害発生状況(対前年比較)

令和4年1月26日 現在

現在	62人
前年同期	35人

令和3年死亡災害発生状況 (令和4年1月26日現在)

東京労働局 労働基準部 安全課

業種別	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	(注1) 陸上貨 物運送 事業	ハイ ヤー・ タク シー業	その他 の運輸 交通・ 貨物取 扱業	商業	小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その 他の三 次産業	金融業	警備業	(注2) その他 (一次 産業)	全産業合 計
本年発生分	5	24	3	18	0	3	2	2	0	6	4	4	3	0	0	4	2	11	0	3	4	62
前年同期	1	14	5	5	0	4	5	1	0	3	2	0	3	3	2	1	6	0	1	0	35	
増減数	4	10	-2	13	0	-1	-3	1	0	3	2	4	3	-3	-3	2	1	5	0	2	4	27

上段は令和4年1月26日現在 (速報値)

(注1)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

下段は前年同期 (速報値)

(注2)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和3年死傷災害発生状況 (令和3年12月末日現在)

東京労働局 労働基準部 安全課

業種別	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	(注2) 陸上貨 物運送 事業	ハイ ヤー・ タク シー業	その他 の運輸 交通・ 貨物取 扱業	商業	小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その 他の三 次産業	金融業	警備業	(注3) その他 (一次 産業)	全産業合 計
本年発生分	584	1,061	178	682	44	201	991	370	224	1,924	1,394	2,979	1,587	733	565	806	524	1,591	120	318	68	11,331
前年同期	543	932	157	640	74	135	873	398	203	1,558	1,173	1,526	918	808	642	820	534	1,351	86	282	65	9,077
増減率(%)	7.6	13.8	13.4	6.6	-40.5	48.9	13.5	-7.0	10.3	23.5	18.8	95.2	72.9	-9.3	-12.0	-1.7	-1.9	17.8	39.5	12.8	4.6	24.8

上段は令和3年12月末日現在 (速報値)

(注1) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上災害。

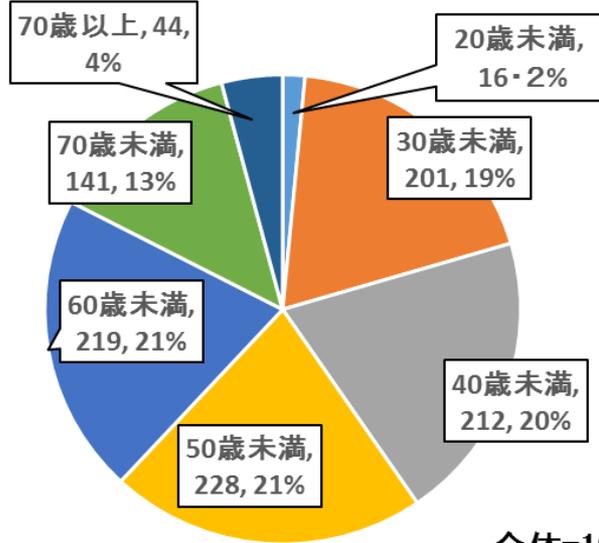
下段は前年同期 (速報値)

(注2)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

(注3)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和3年12月末日までの建設業死傷災害発生状況(年齢別/事故の型/経験別)

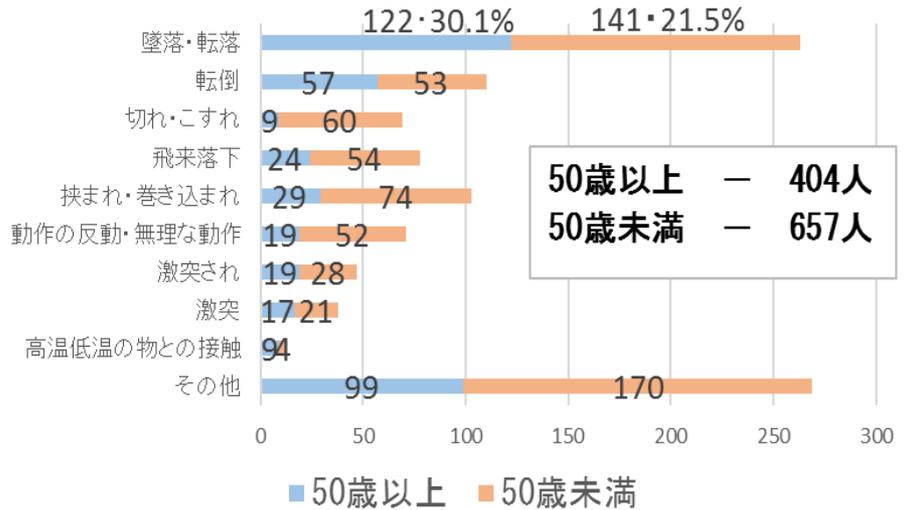
令和3年休業4日以上労働災害発生状況年齢別(12月末日)



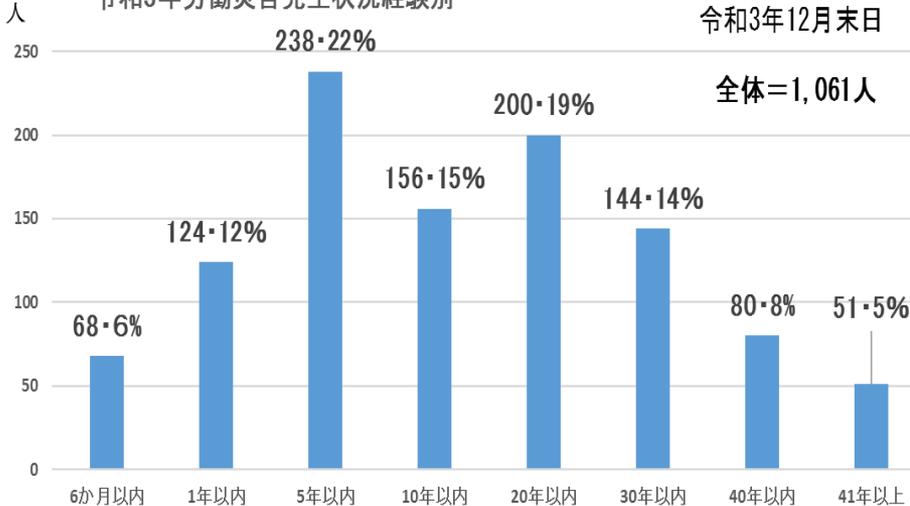
令和3年12月末日の建設業の死傷者数は1,061人であり、年齢別で見ると40歳以上、50歳未満が最も多く228人(21%)で、次に50歳以上60歳未満が219人(21%)、30歳以上40歳未満が212人(20%)になっている。

全体の死傷者数のうち50歳以上の者が404人で38%を占め、50歳未満の者が657人、62%である。50歳以上の中で墜落・転落によるものが122人で30%を占め、50歳未満の中では1141人で21.5%を占めている

年齢別/事故の型別災害発生状況(令和3年12月末日)



令和3年労働災害発生状況経験別



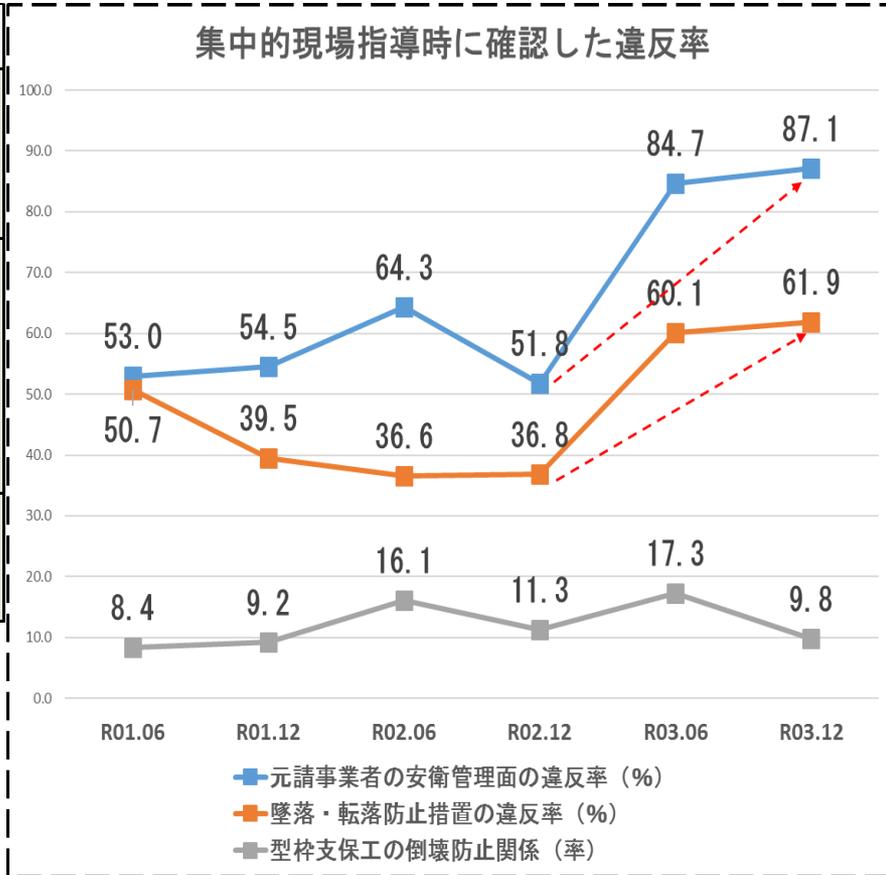
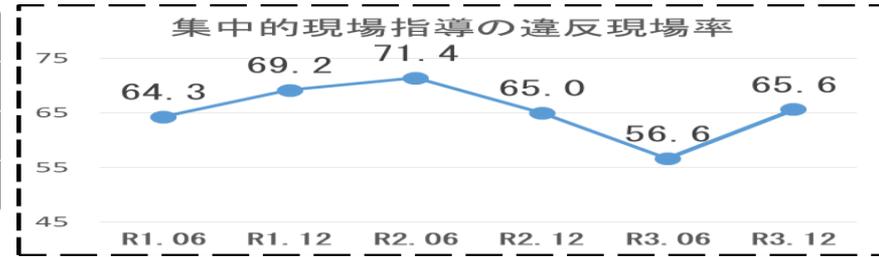
経験別で見ると1年を超え5年以内の者が最も多く22%占める。次に10年を超え20年以内のものが19%を占めている

令和元年から令和3年までの集中的建設現場指導結果について

実施月	令和元年		令和2年		令和3年	
	現場数	違反率(%) / 現場数	現場数	違反率(%) / 現場数	現場数	違反率(%) / 現場数
6月	381	64.3 / 245	434	71.4 / 310	785	56.6 / 444
12月	347	69.2 / 240	400	65.0 / 260	544	65.6 / 357

●令和3年集中的建設現場違反状況(12月)

違反事項	違反現場数(全体357現場)	主な内容
【元請事業者の安衛管理面】 元請事業者としての災害防止措置、下請事業者に対する指導関係	311現場 (87.1%)	<ul style="list-style-type: none"> 下請事業者に対する法令遵守のための指導未実施(安衛法第29条) 下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置未実施(安衛法第31条)
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	221現場 (61.9%) うち手すり・さん等がなかった現場・・・129現場	<ul style="list-style-type: none"> 高所作業のための作業床の未設置(安衛則第518条) 足場の手すり・さん等の未設置(安衛則第563条、第655条) 高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置(安衛則第519条、第653条)
【型枠支保工】 【クレーン等】 他	35現場 (9.8%) 4現場 (1.1%) 他	<ul style="list-style-type: none"> 組立図の未作成(安衛則第240条) 移動式クレーンの作業方法の未決定(クレーン則第66条の2)



集中的現場指導について、現場の違反率は過去3年間を見ると概ね約65%となっている。さらに違反となった現場に対しての違反状況の内容は、次のとおりであった(抜粋)。

- 元請事業者が下請事業者に対しての安全衛生管理指導の違反率では令和2年までは約55%であったが、令和3年になると約85%に上がっている。

- 墜落・転落防止関係では、高所作業のための作業床が未設置、足場の手すり、さんの未設置が約40%であったものが令和3年では60%と上がっている

労働災害発生の要因として建設現場の安全衛生担当者に確認した！

令和3年は災害が前年に比べ増加したことにより、どこに問題があるか、災害の要因について、現場の安全衛生担当が実感することを13の項目を用意し意見として複数を集めてもらった。

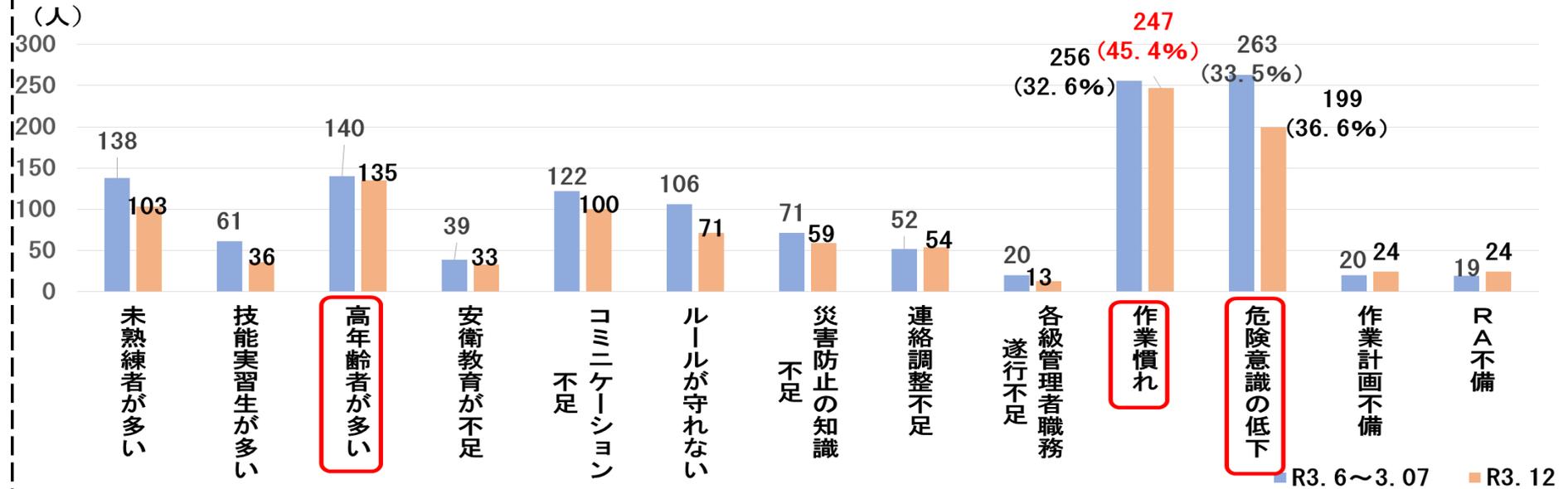
確認した時期は6月の「Safe Work TOKYO建設死亡災害緊急対策」に行った785現場に対し、12月「年末年始Safe Work推進強調期間」の544現場に対して、いずれも集中的現場指導の際に行ったものである。

御協力を頂いた現場の安全衛生担当者様に改めて御協力に感謝いたします。

労働災害の発生として実感する要因は何！

R03.12 544現場
R03.06~07 785現場

工事現場の安全担当者が感じた意見を集約
(1人につき複数意見聴取)

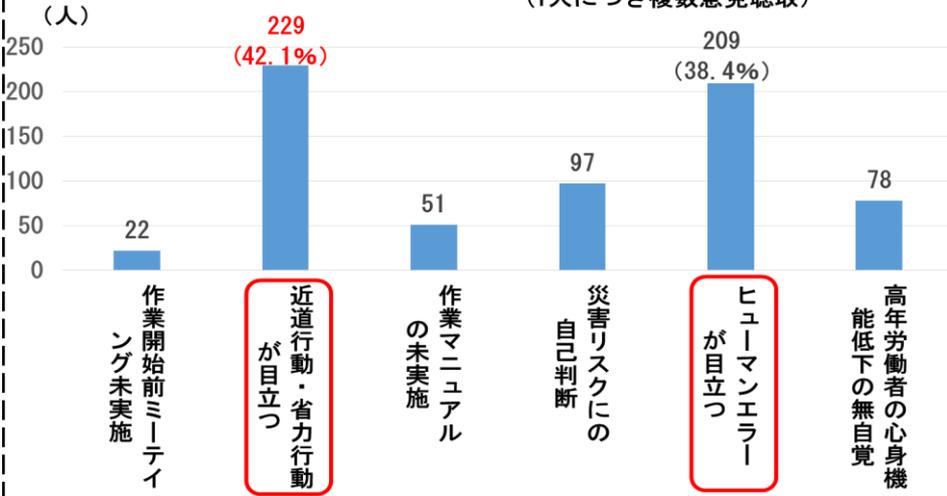


現場の安全衛生担当者が労働災害の発生の要因として実感する項目で2回にわたり確認したところでは、6月時に最も多かったのは「危険意識の低下」で約34%を占め、次いで「作業の慣れ」が約33%、「高年齢労働者」となっている。12月時では、「作業の慣れ」が約45%、「危険意識の低下」約37%で次に「高年齢者」となっており、いずれもこの3つが災害発生要因とし実感していることを確認した。

労働災害発生の要因として**建設現場の安全衛生担当者**に確認した!

作業者の慣れが要因として考えられる背景

工事現場の安全担当者544人が感じた意見を集約
(1人につき複数意見聴取)

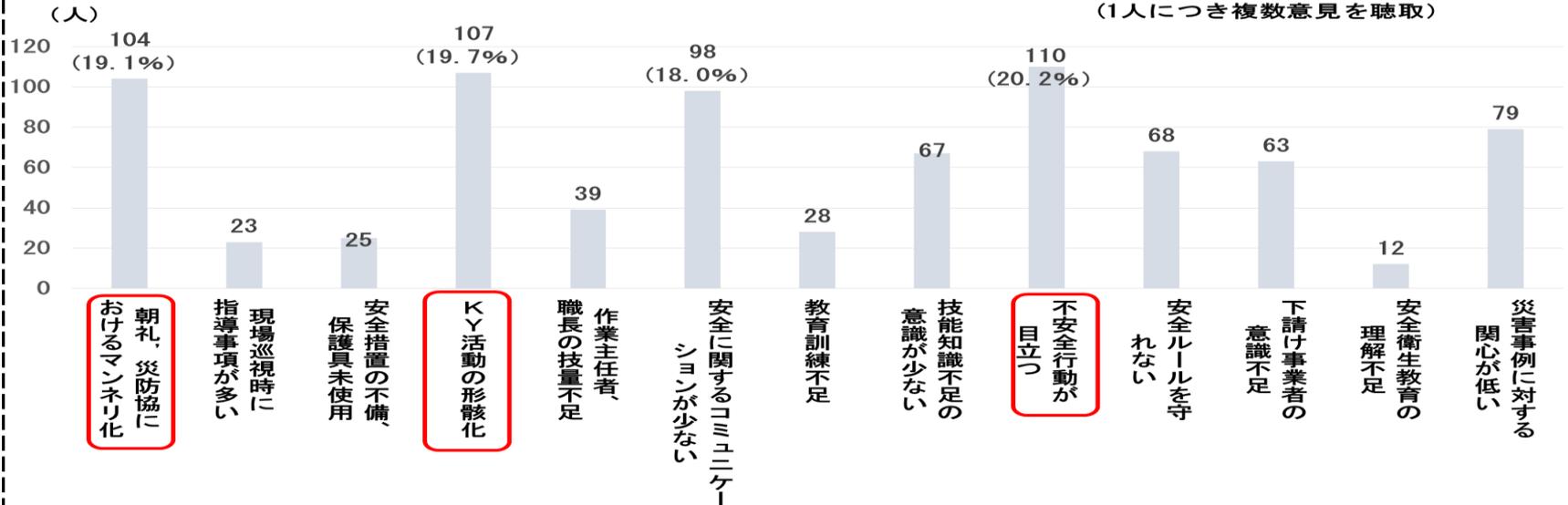


労働災害発生の要因として挙げられた「作業の慣れ」「危険意識の低下」について集中的現場指導の12月には、2つの考えられる背景について確認した。

- 「作業の慣れ」で6項目のうち最も多かったのは、「近道行動・省力行動が目立つ」が42%を占め、次に「ヒューマンエラーが目立つ」が38%を占めた。
- 「危険意識の低下」で13項目のうち最も多かったのは「不安全行動が目立つ」が20%を占め、次に「KY活動の形骸化」「朝礼、防災協におけるマンネリ化」が19%を占めた。

危険意識の低下が労働災害の要因として考えられる背景

工事現場の安全担当者544人が感じた意見を集約
(1人につき複数意見を聴取)



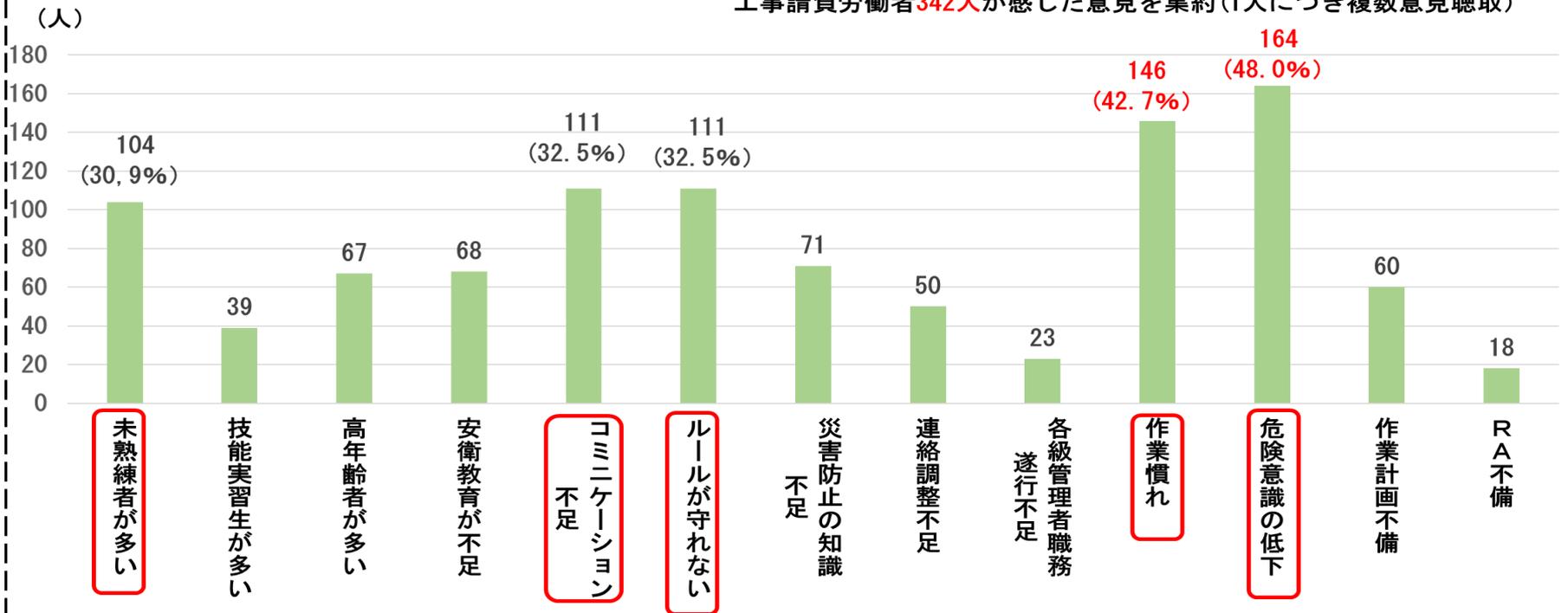
労働災害発生の要因として建設現場で働く作業者に確認した！

* 次の作業員から意見を下表のとおり確認しました。(郵送によるアンケート形式による)

- ・鉄筋工(124人)、解体工(26人)、土工(90人)、左官工(29人)、鳶工(55人)、職種不明(18人)
- ・令和3年は死亡災害が前年に比べ非常に増加し憂慮すべき状況であったことから、死亡災害発生要因として、作業員が実感することを現場の安全衛生担当者と同様の内容について確認した。(複数意見聴取)
- ・災害の発生要因として最も多く挙げたのは、「危険意識の低下」が48%占め、次に「作業の慣れ」が約43%、次いで「ルールが守れない」「コミュニケーション」が約33%となった。
- ・「危険意識の低下」「作業の慣れ」の多くの意見は、現場の安衛担当者と同じ意見であった。

労働災害の発生として実感する要因は何！(全職種の作業員の声)

工事請負労働者342人が感じた意見を集約(1人につき複数意見聴取)



* アンケートに御協力を頂いた職種団体の方、そして職種団体を通じて意見を寄せて頂きました作業員の342人の方、御協力に感謝申し上げます。

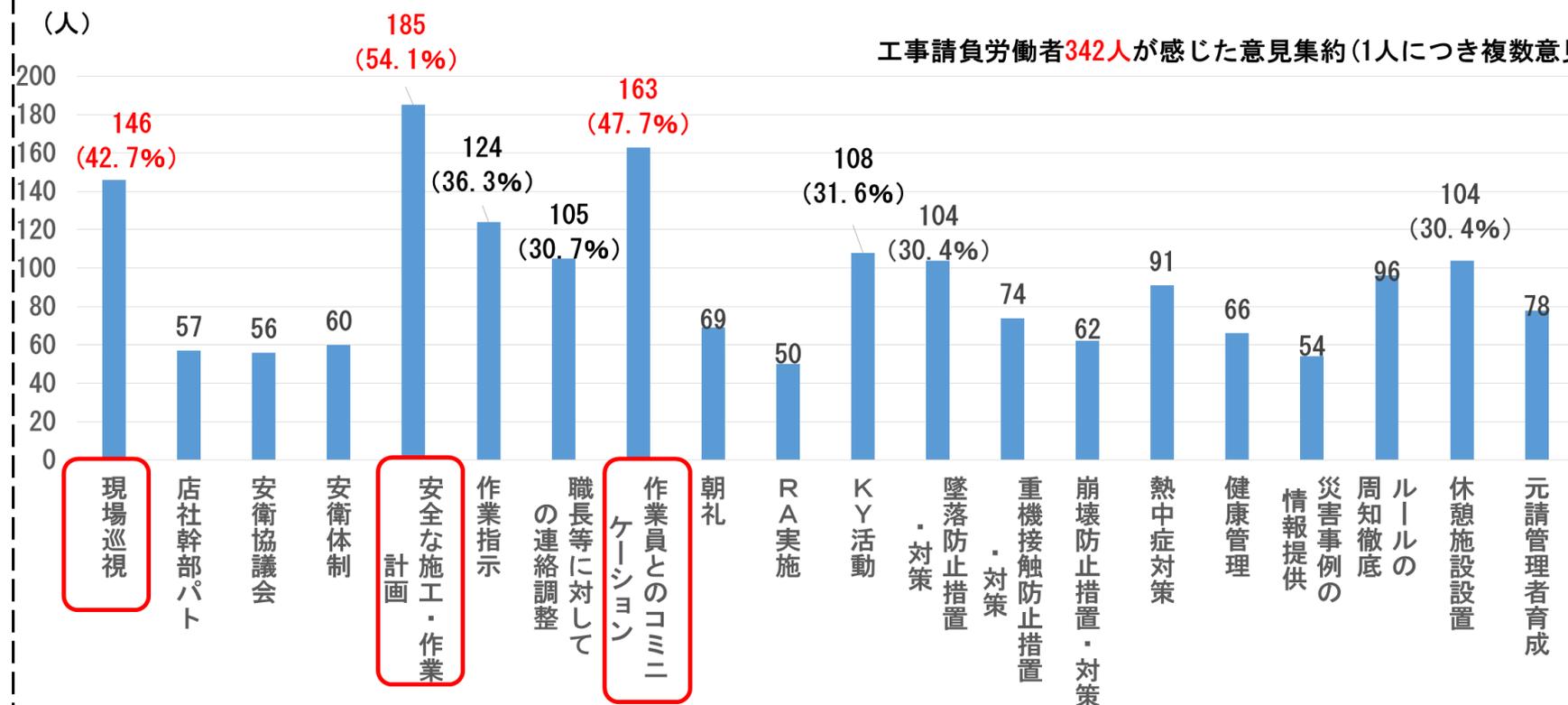
労働災害の発生について現場で働く作業者に確認した!

元方事業者に求める安全に重要とするものが最も多いのは、「安全な施工・作業計画」で約55%を占め、次に「作業員とのコミュニケーション」が47約48%、次いで「現場巡視」が約43%となった。

元方事業者に求める作業の安全に特に重要だと思うのは何!

(全職種の作業者からの声)

工事請負労働者342人が感じた意見集約(1人につき複数意見聴取)



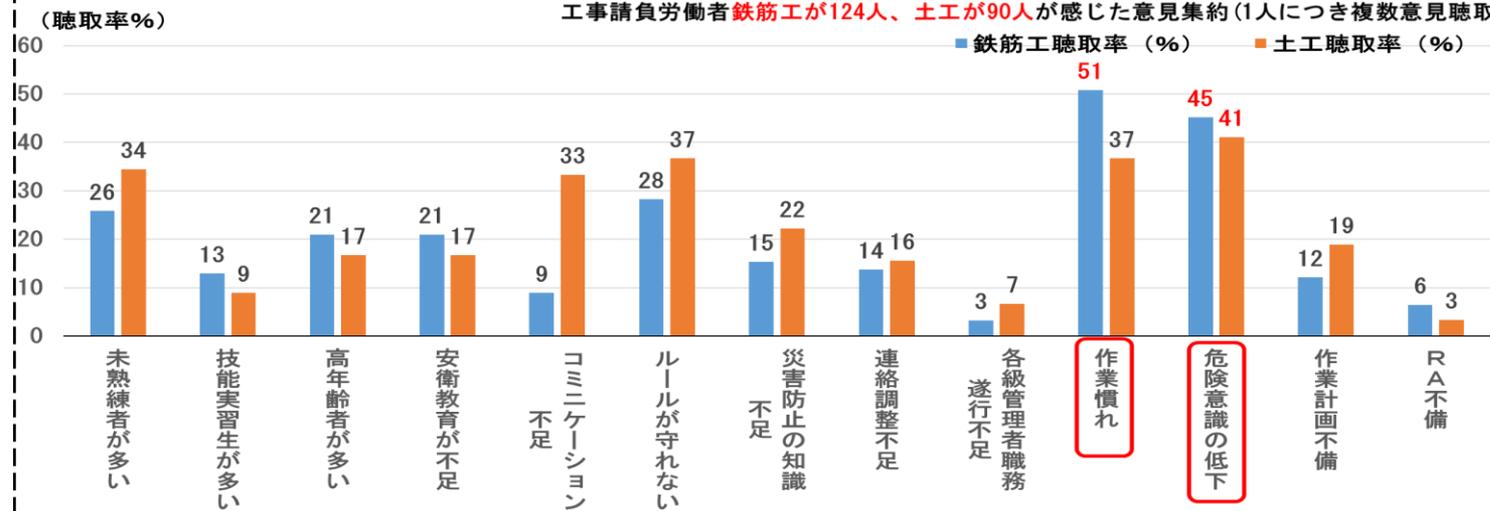
* 上記については、32項目を用意して確認したところ、1項目に50件以上の意見が挙がったものを示した。これ以外の意見項目には「安衛管理計画、安衛教育・訓練、労働衛生対策、職長会の設置と活動支援、有資格者の確認、資格取得の支援、安衛大会、優良作業員の表彰、送り出し教育の支援、安衛経費、高齢者対策、メンヘル対策、災害体感施設の設置と活用」の確認では1項目に50件未満であったため表外とした。

労働災害の発生について現場で働く作業者に確認した！（鉄筋工・土工について）

* 4割を超える意見について朱書きとした。

労働災害の発生として実感する要因は何！（鉄筋工・土工について）

工事請負労働者鉄筋工が124人、土工が90人が感じた意見集約（1人につき複数意見聴取）

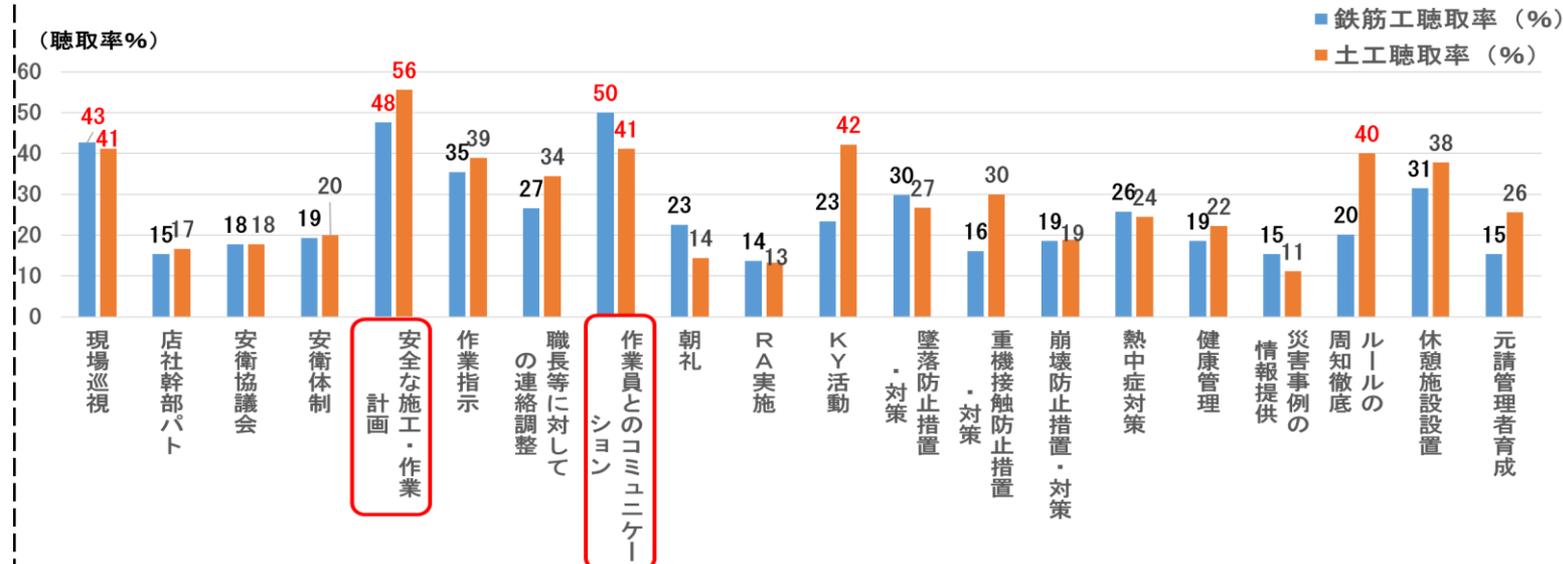


* 最も多くの意見があった鉄筋工、土工の職種について、確認した結果、全職種と同様に、災害の発生要因として、「作業の慣れ」、危険意識の低下が多い。

* 元方事業者に求める安全に重要と思う意見結果について、全業種の結果と比べても「作業員との

元方事業者に求める作業の安全に特に重要だと思うのは何！（鉄筋工、土工について）

工事請負労働者鉄筋工が124人、土工が90人が感じた意見集約（1人につき複数意見聴取）



「コミニ」と安全な施工・作業計画」に変わりはないが、次に続く意見結果項目に、4割台の意見が土工の職種に多く挙がっている。

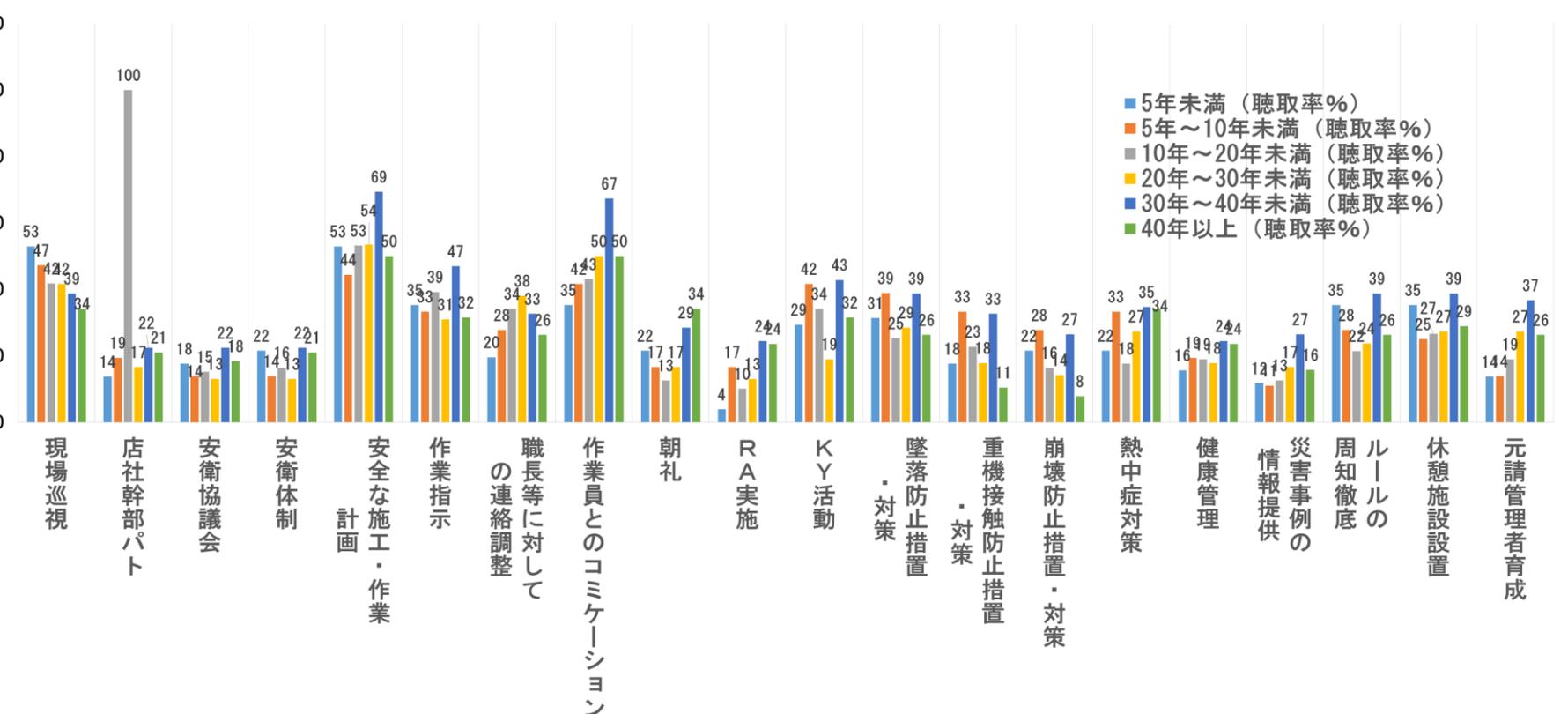
労働災害の発生について現場で働く作業者に確認した！（経験別について）

* 次の作業者の経験年数別から意見を下表のとおり確認しました。

・ 5年未満(51人)、5年以上～10年未満(36人)、10年以上～20年未満(79人)、20年以上～30年未満(84人)、30年以上～40年未満(49人)、40年以上(38人)、経験年齢不明(5人)について下表のとおり。

・ 経験10年以上～20年未満の最も多い意見の一部があるが、経験年数を別に見ても「作業員とのコミニ」と「安全な施工・作業計画」について、作業の安全に重要と思っていることが多い。特に「作業員のコミニ」については、経験を重ねるごとに意識率が高くなっている。その反対(逆に)に現場巡視が低くなっている。

元方事業者に求める作業の安全に特に重要だと思うのは何！（経験別年数について:1人つき複数意見聴取）



建設業の事業者

令和4年1月末時点で

建設死亡者数4人!

都内で墜落・転落による建設業の死亡災害が今年になって続出しています!



足場解体作業中の墜落災害2件!!

事例1

大型商業施設の駐車場スロープ部に設置していたくさび緊結式足場において、梁枠部材を取り外したところ、建物外側に足場が倒壊し、足場上にいた作業員が約2.0m下の歩道に墜落した(60歳代)。

事例2

マンションの新築工事において、足場の解体作業中に約10段目でメッシュシートを取り外していた作業員が約1.5m下に墜落した(30歳代)。

足場からの墜りで転倒

事例3

外壁塗材の除去作業中にブラケット足場と建物の隙間に足を踏み外し、左足の関節を損傷し、死亡に至った(60歳代)。

事例4

トラックの荷台から機器を下ろす作業において、テールゲートリフター上で位置調整をしてと、機器ごと墜落し、機器の下敷きになった(70歳代)。

トラック荷台から機器ごと墜落!

★死亡災害の撲滅に向けて、取り組んでください!!

安全衛生管理の徹底! 墜落防止措置の徹底!



Safe Work TOKYO

トップが打ち出す方針
みんなで共有 安全・安心

東京労働局労働基準部安全課

(R4.2)

墜落・転落防止措置の徹底

高所作業における有効な作業床設置!

手すりも確実に!

墜落防止用器具取付け設備の確実な設置!

足場からの墜落にチェック!

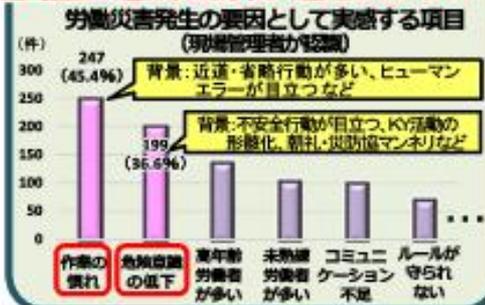
墜落防止用器具の使用徹底!!!

★足場の組立て・解体時にチェック!!

基本的事項	
有効な作業床(幅40cm以上)の確保と墜落防止用器具取付け設備の設置	<input type="checkbox"/>
組立て、解体作業員の保護帽及び墜落防止用器具の使用状況	<input type="checkbox"/>
足場の組立て、解体作業に係る作業主任者の選任と氏名・職務内容の提示	<input type="checkbox"/>
組立て、解体作業員の「足場の組立て等に係る特別教育」実施状況	<input type="checkbox"/>

集中的現場指導結果 (令和3年12月: 544現場)

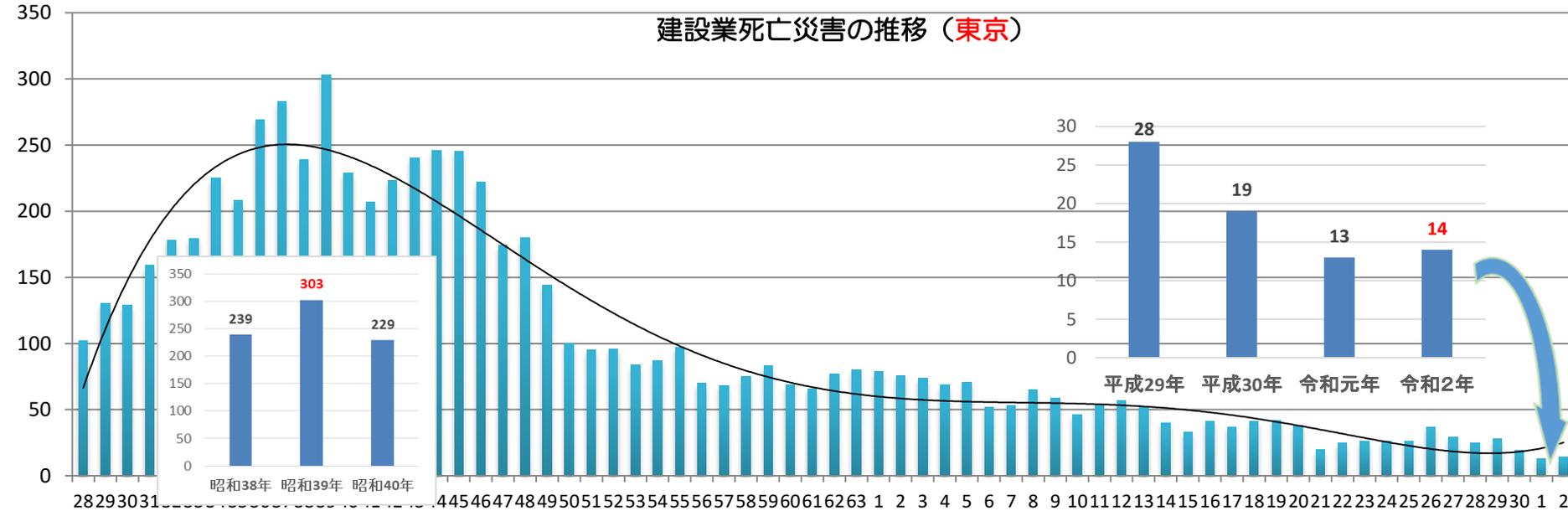
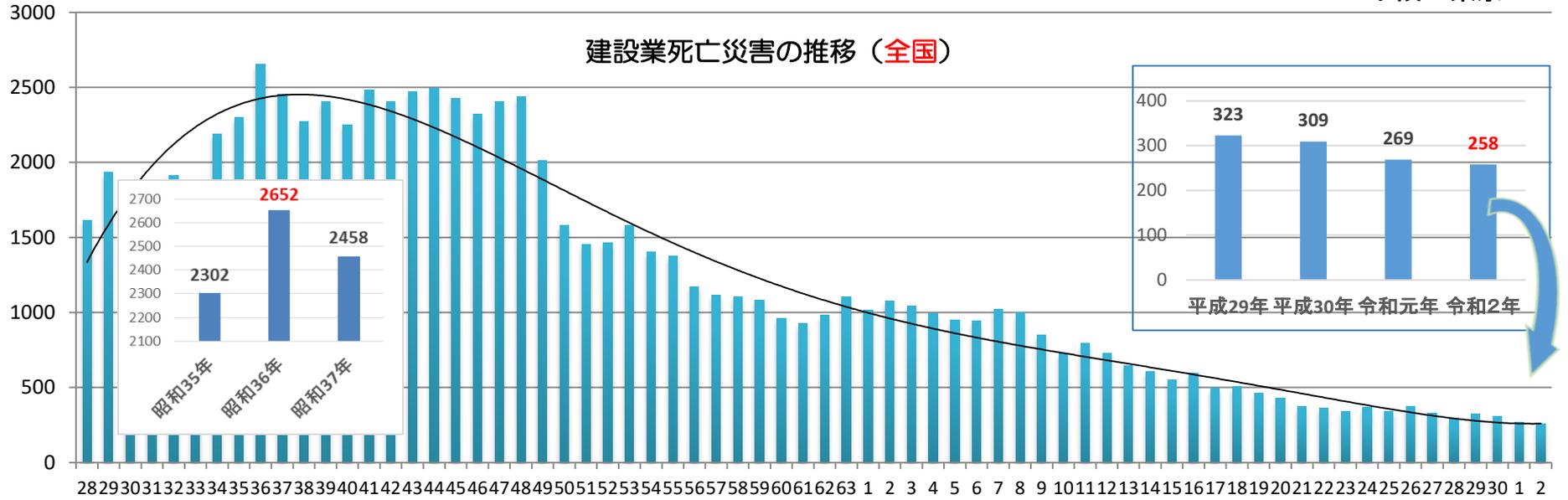
令和3年における墜落・転落防止措置の違反率が前年より増加しています!



建設業の死亡災害の労働災害の推移(昭和28年～令和2年)

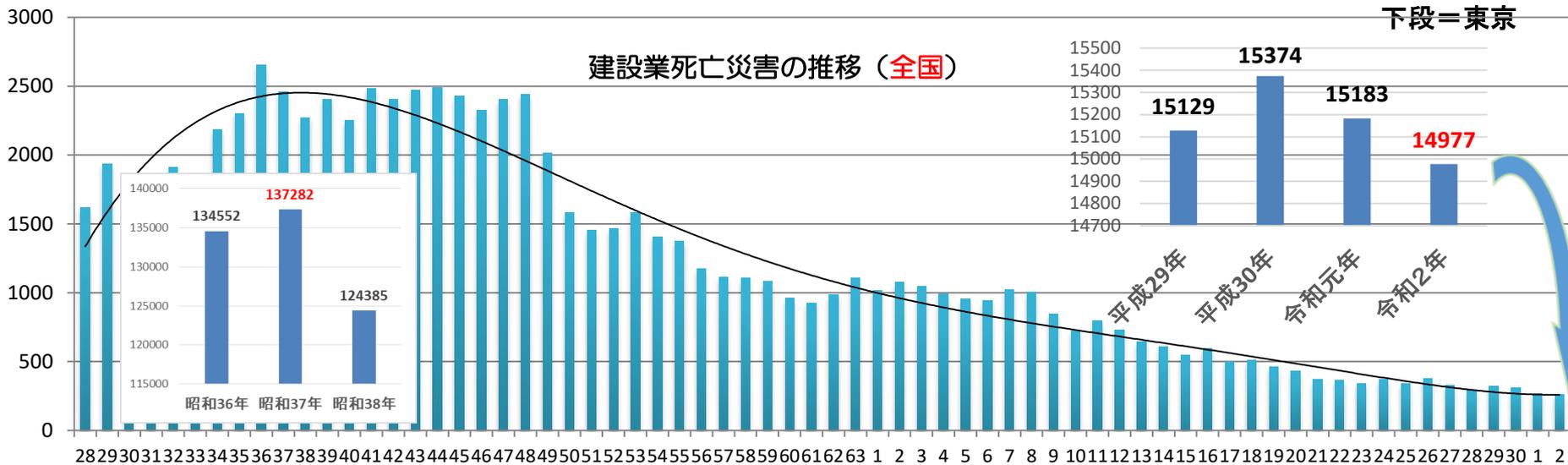
上段=全国

下段=東京

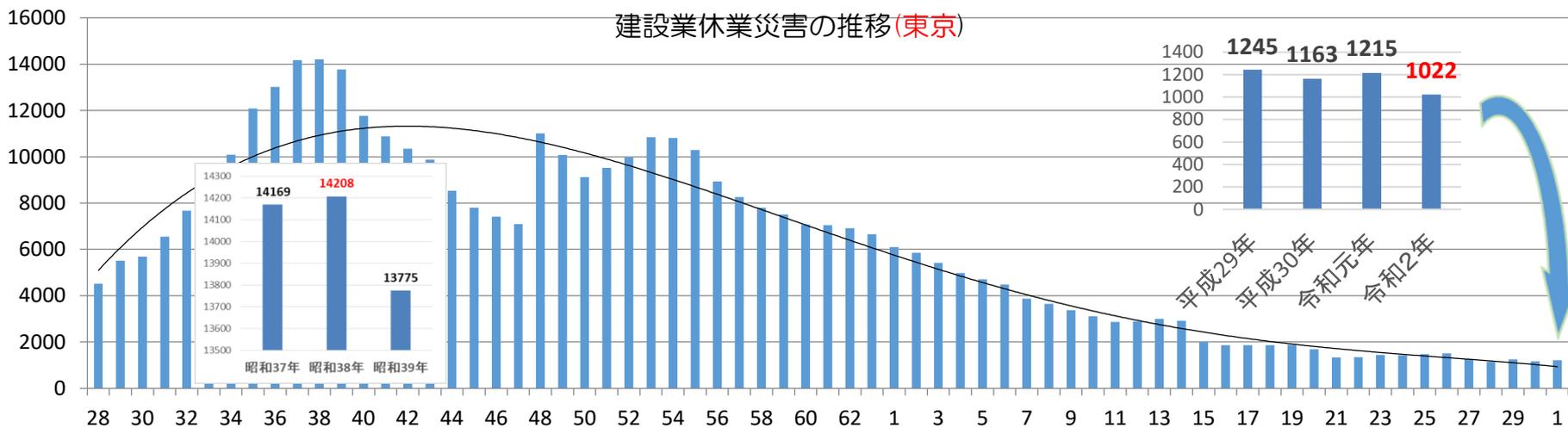


建設業の休業4日以上の労働災害の推移(昭和28年～令和2年)

上段=全国
下段=東京

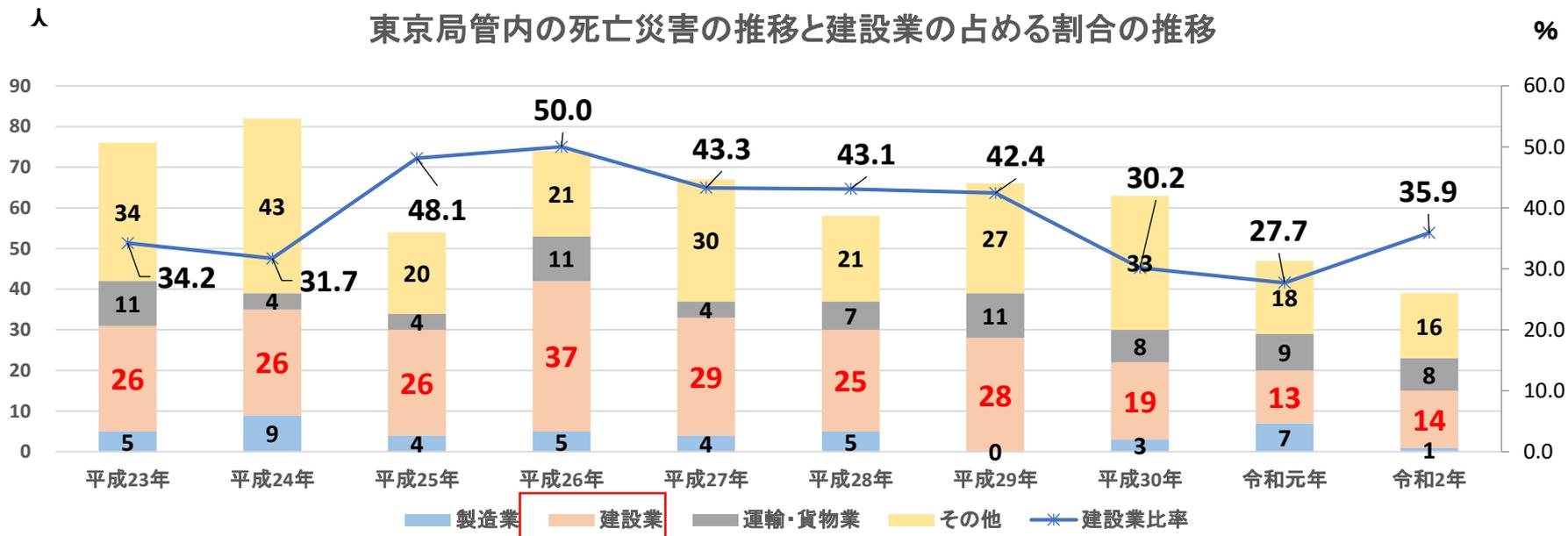


* 建設業の死傷者件数は全国では昭和37年の137,282件が最も多く、令和元年は、15,183件で57年間で1/9に減少、長期的には減少しているが、近年は横ばい状況である。

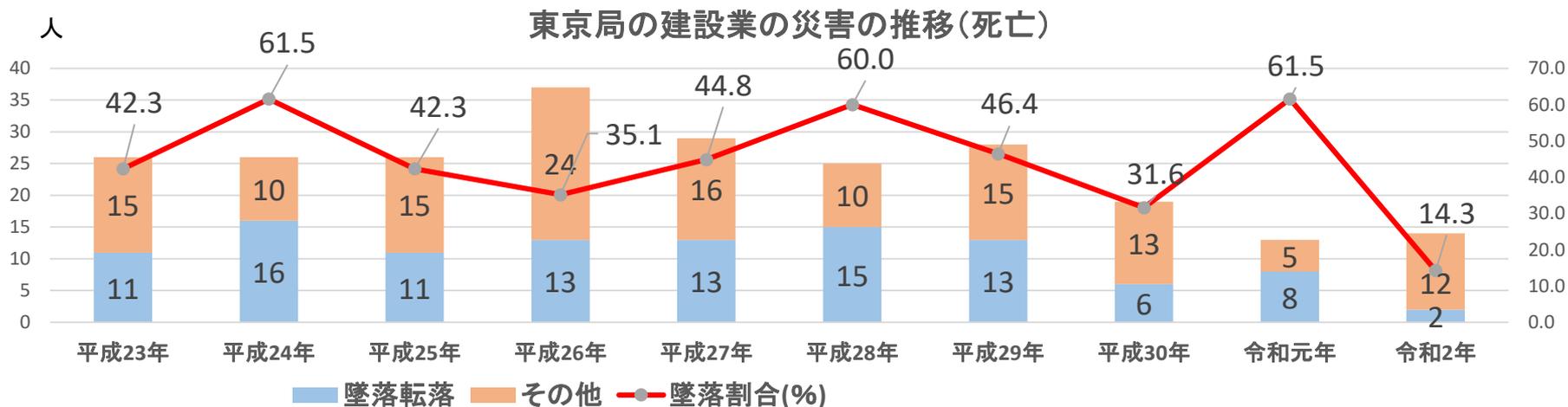


* 都内の建設業の死傷者件数は昭和38年の14,208件が最も多く、令和元年は、1,215件で全国と同じように長期的には減少しているが、近年は横ばい状況である。

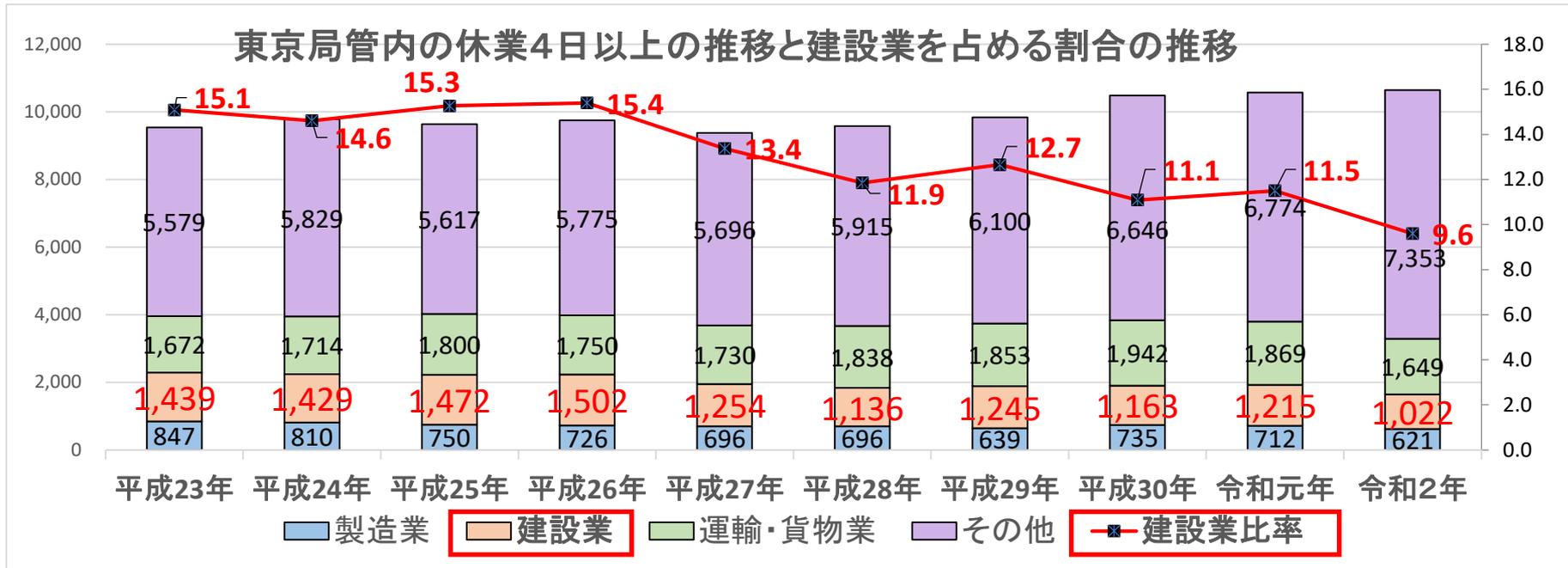
東京局管内の死亡災害推移(平成23年～令和2年)／業種別／墜落・転落



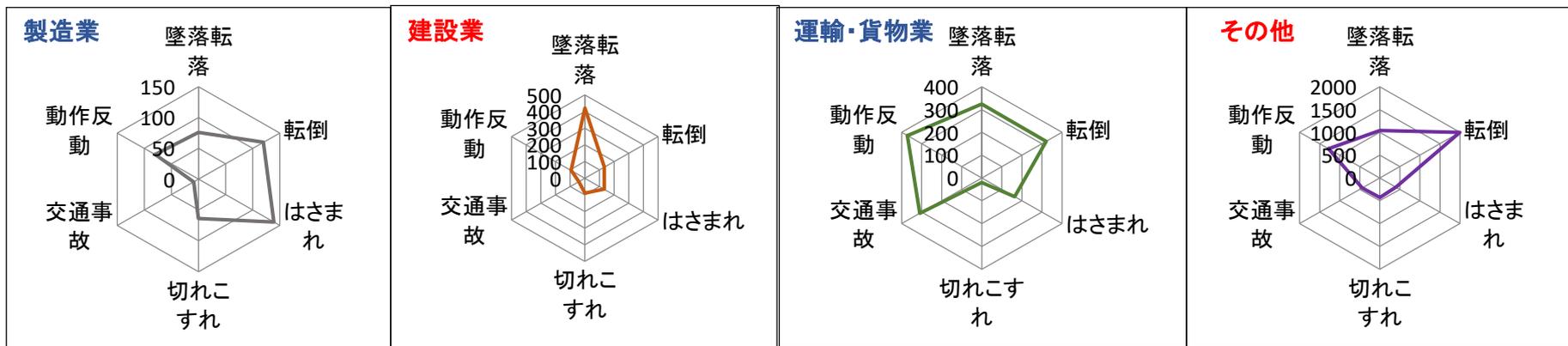
* 建設業の死亡者数は全業種の3割から4割を占める。この内の約4割が墜落・転落災害である。



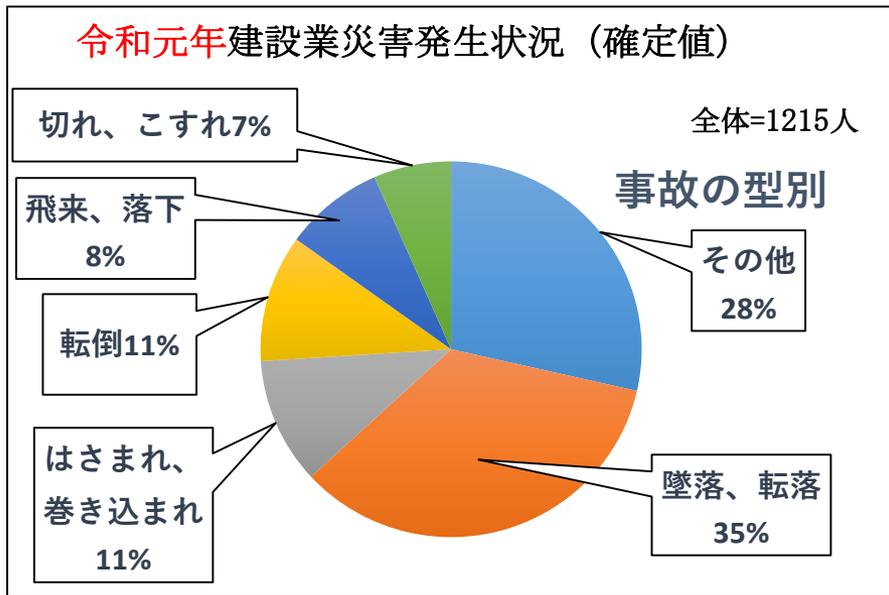
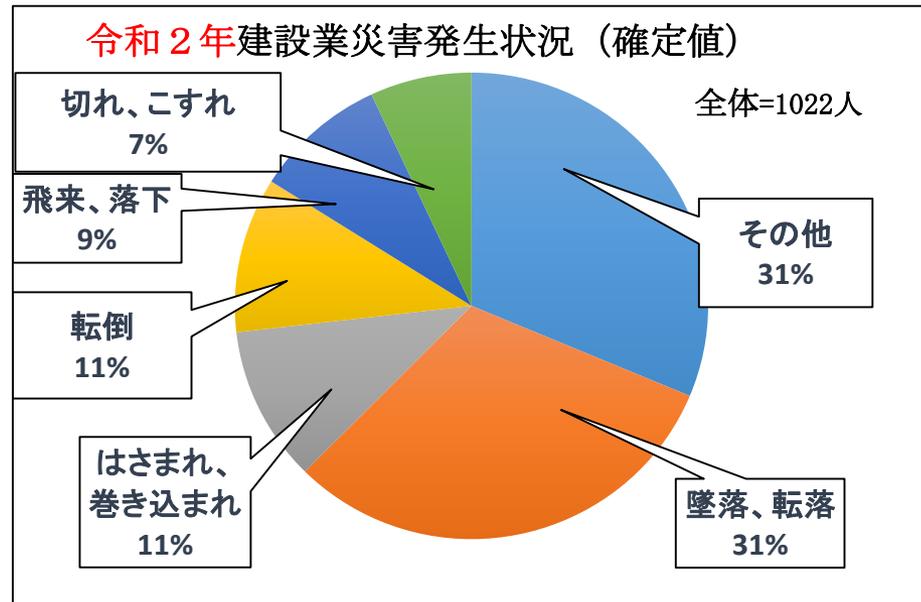
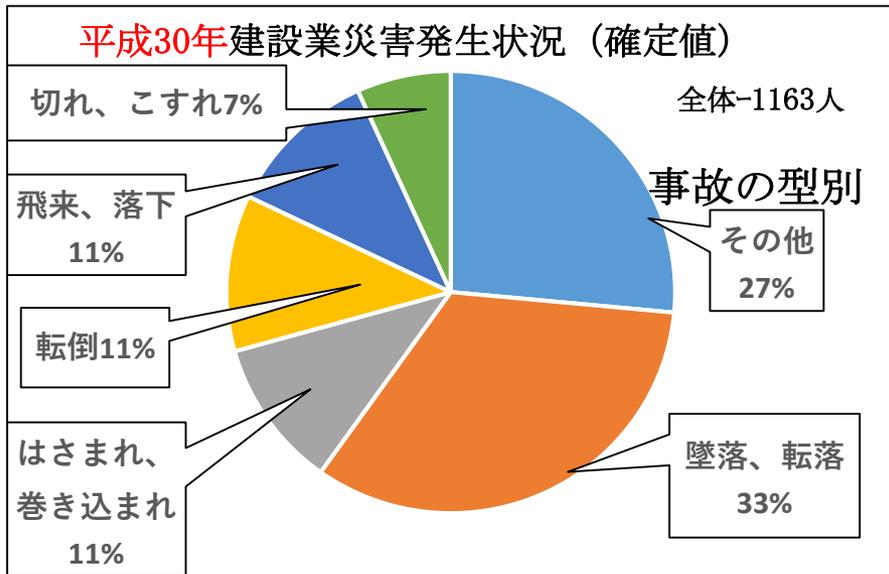
東京局管内の休業4日以上の災害発生状況(業種別)／事故の型別物



* 都内の休業による死傷者件数は、建設業は全業種の約12%を占めている。事故の型別で見ると建設業は墜落・転落によるものが多く、製造業ははさまれ、運輸交通業が交通事故、その他業種である第三次産業は転倒による災害が最も多い。転倒による災害はどの業種においても多く発生している。



平成30年～令和2年の建設業における休業4日以上の労働災害発生状況 (事故の型別)

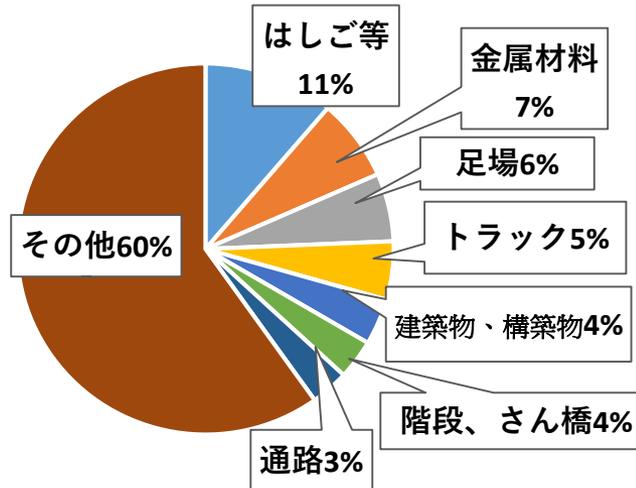


平成30年から令和2年までの事故の型別をみると、災害発生状況の傾向は同じである。最も多い墜落、転落災害は約33%占め、次いで挟まれ、巻き込まれ、そして転倒となっている。

令和元年～平成30年の建設業における休業4日以上の労働災害発生状況 (起因物別)

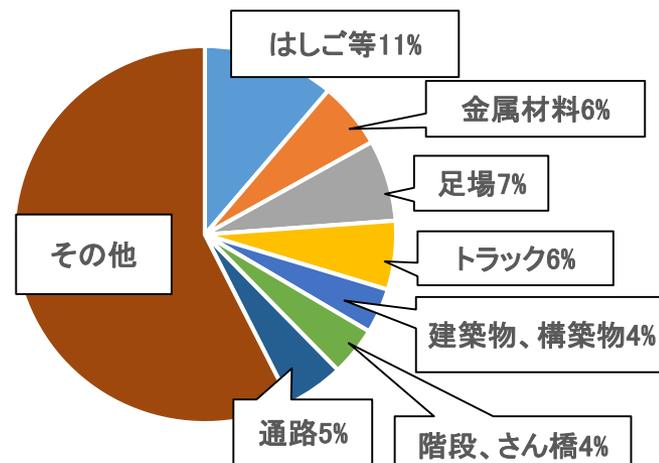
平成30年建設業の労働災害発生状況(確定値)

起因物別
全体=1163人



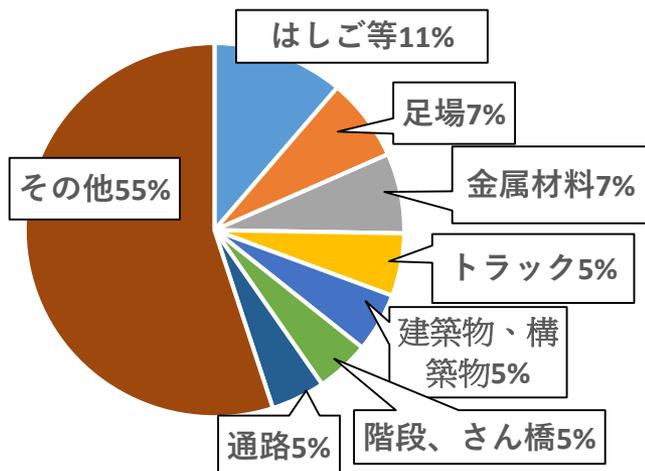
令和2年建設業の労働災害発生状況

起因物別
全体=1022人



令和元年建設業労働災害発生状況(確定値)

起因物別
全体=1215人



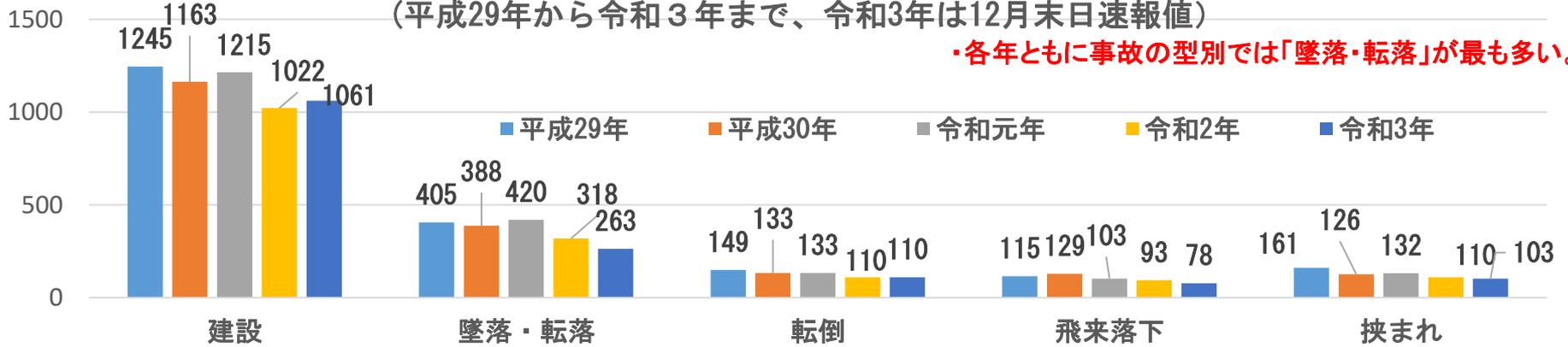
平成30年から令和2年までの確定値の起因物別でみると、災害発生状況の傾向は同じである。最も多いはしご等は約11%占め、次いで足場、金属材料となっている。

建設業における労働災害を「事故の型別」と「起因物」でみた場合

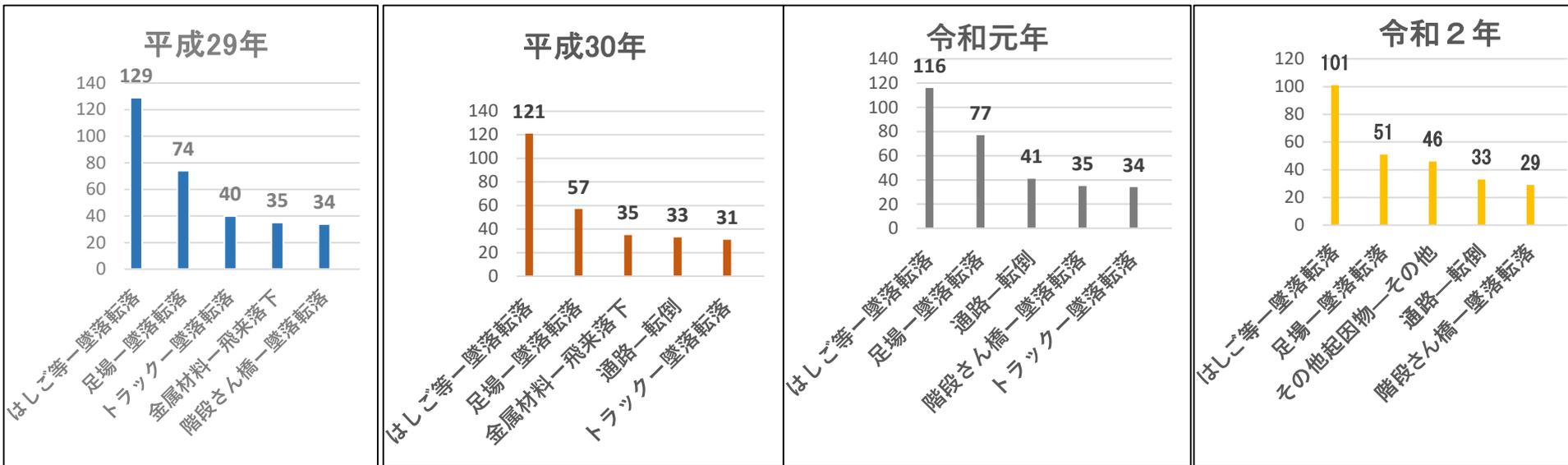
建設業における休業4日以上の労働災害(事故の型別)

(平成29年から令和3年まで、令和3年は12月末日速報値)

・各年ともに事故の型別では「墜落・転落」が最も多い。



平成28年から令和2年年の「事故の型別」と「起因物」の組合せの上位5位



＊平成29年から令和2年の労働災害を「事故の型別」と「起因物」で見ると、各年とも「はしご等からの墜落・転落」が最も多く、次いで「足場からの墜落・転落」である。

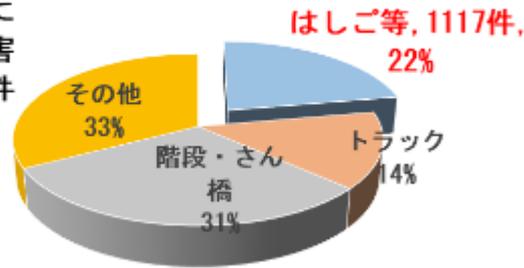
※はしご等とは、はしご、脚立、踏み台などをいう。

平成30年から令和2年の「はしご等」による墜落・転落による災害

(労働者死傷病報告による:全業種による)

平成30年～令和2年までの墜落・転落による災害発生状況

墜落・転落による死傷災害件数—5032件



労働者死傷病報告による集計

平成30年～令和2年までのはしご等の災害状況

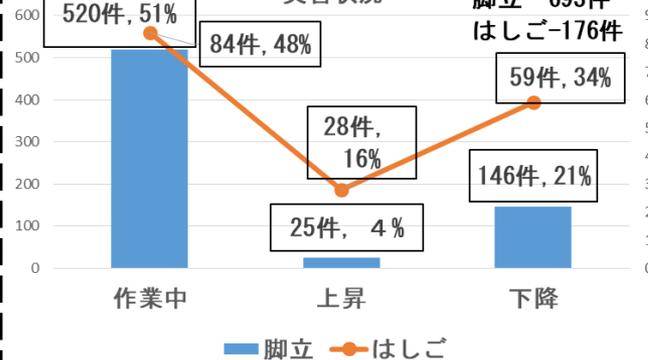


平成30年から令和2年の3年間までに墜落・転落による死傷災害は全業種で5,032件を発生しており、このうち、はしご等によるものが1,117件(22%)であった。

はしご等を業種別の被災者数を見ると、建設業が最も多く30%(337件)を占めている。このうち建築工事業では74%占めている。

次にはしご等のうち全業種での被災者数の62%が脚立を使用した災害であり、はしごは16%となっている。

平成30年～令和2年までの脚立・はしごの災害状況



脚立、はしごのからの災害では、作業中とあるが、例えば、物を所定場所に置く・取り出す等により姿勢を崩す、足が滑る等による事案やまた、下りる等の動作により墜落する場合が多い。

被災者の災害程度を見ると、1か月以上の被災程度が約70%を占めている。

		H30年～R2年	R2年	R元年	H31年
はしご等		1117	347	412	358
業種	年	H30年～R2年合計件数 (%)	R2年件数 (%)	R元年件数 (%)	H30年件数 (%)
	製造業	60(5.3)	23(6.6)	23(5.6)	14(4)
建設業	337(30.2)	101(29.1)	115(27.9)	121(33.8)	
土木工事業	20	5	4	11	
建築工事業	250	73	91	86	
その他の建設業	67	23	20	24	
運輸交通業・貨物取扱業	62(5.6)	30(8.6)	17(4.1)	15(4.2)	
商業	243(21.8)	62(17.9)	101(24.5)	80(22.3)	
小売業	174	45	71	58	
ビルメンテナンス業	115(10.3)	30(8.6)	49(12)	36(10.1)	
その他	300(26.9)	101(29.1)	107(26)	92(25.7)	

	1週間以内	2週間以内	3週間以内	4週間以内	2ヶ月以内	3ヶ月以内	3ヶ月超
脚立	64	76	51	19	300	109	74
はしご	9	20	11	8	73	37	18

建設業の墜落転落の内、はしご等からの墜落転落の死傷者数が毎年3割を超えている！
はしご等を使用する前にチェックをしてから使用しましょう。

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する (3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用具の使用も必要です！

名称が墜落制止用器具に、構造規格も変わりました。

1. 安全帯が「墜落制止用器具」に変更されました。(平成31年2月1日:安衛令施行)

	安全帯		墜落制止用器具	
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。
②	胴ベルト型 (U字つり)	×→	×	
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)	

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 令和4年1月2日から墜落制止用器具が新たな規格の適用となりました。

- ・墜落制止用器具の規格に基づき、器具の種類、製造者名等の表示があります。
- ・ショックアブソーバーについては、種別と落下距離等表示されています。

3. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則です。

(安衛則、構造規格の改正、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン)

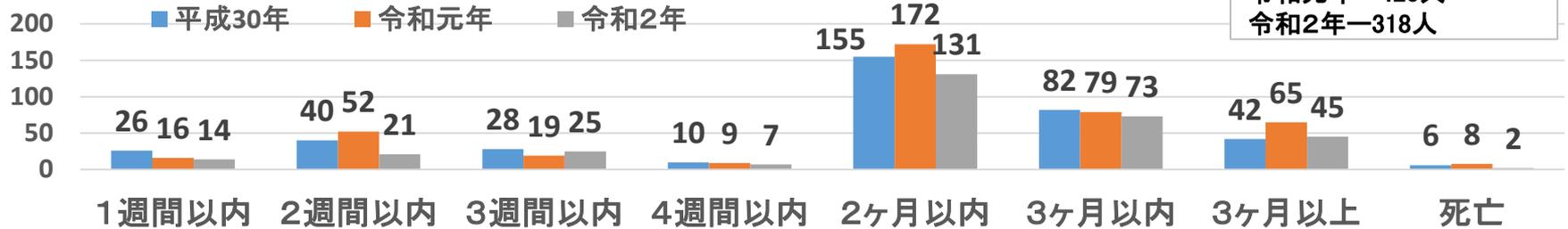
- * フルハーネス型の使用が原則ですが、墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さ6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます

4. 「安全衛生教育」が必要

- * 次の業務を行う労働者は特別教育(6時間)を受けることが必要です。
- * **高さ2m以上**の箇所であって**作業床を設けることが困難**なところにおいて墜落制止用器具のうち「フルハーネス型」の器具を用いて行う作業に係る業務

平成30年～令和2年の建設業における休業4日以上 の労働災害発生状況 (事故の型別／休業日数)

墜落・転落災害による休業日数別労働災害発生状況



墜落・転落件数
平成30年—388人
令和元年—420人
令和2年—318人

- ・墜落・転落災害で最も多い休業日数の災害＝4週間から2ヶ月以内の災害で全体の40%を占める
- ・墜落・転落災害の休業日数が4週間以上の災害＝全体の約70%を占める

転倒災害による休業日数別労働災害発生状況



転倒件数
平成30年—133人
令和元年—133人
令和2年—110人

- ・転倒災害で最も多い休業日数の災害＝4週間から2ヶ月以内の災害で全体の約40%を占める
- ・転倒災害の休業災害4週間以上の件数＝全体の約60%を占める

* 労働災害防止対策

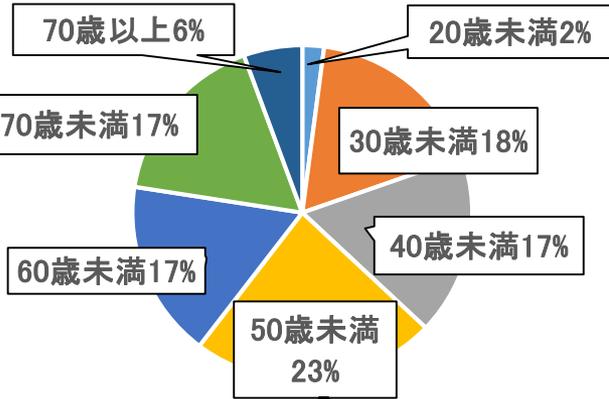
- ・「墜落制止用器具」の使用
- ・現場内の整理整頓、安全の見える化を図る
- ・各工事計画段階におけるリスクアセスメントの実施等の徹底

平成30年～令和2年の建設業における休業4日以上の労働災害発生状況 (年齢別／事故の型別)

平成30年労働災害発生状況

年齢別

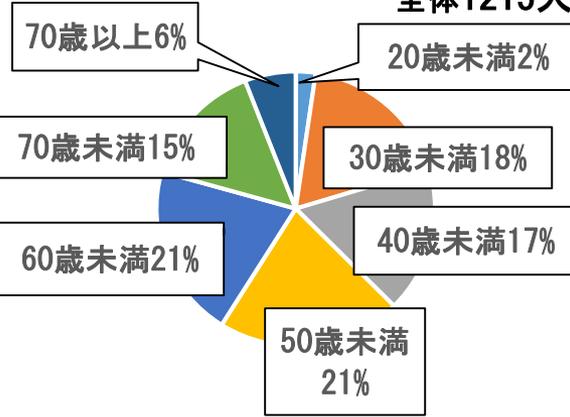
全体=1163人



令和元年労働災害発生状況

年齢別

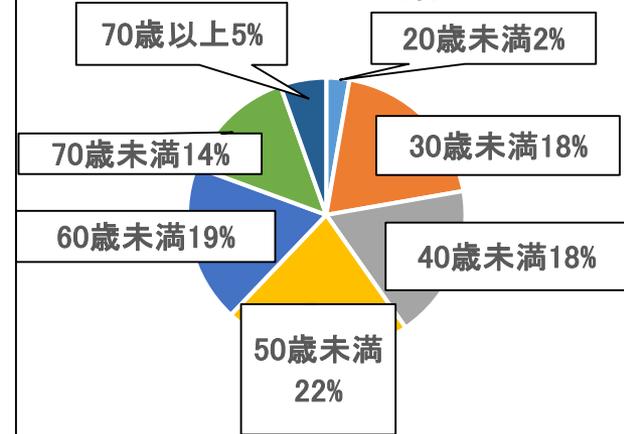
全体1215人



令和2年労働災害発生状況

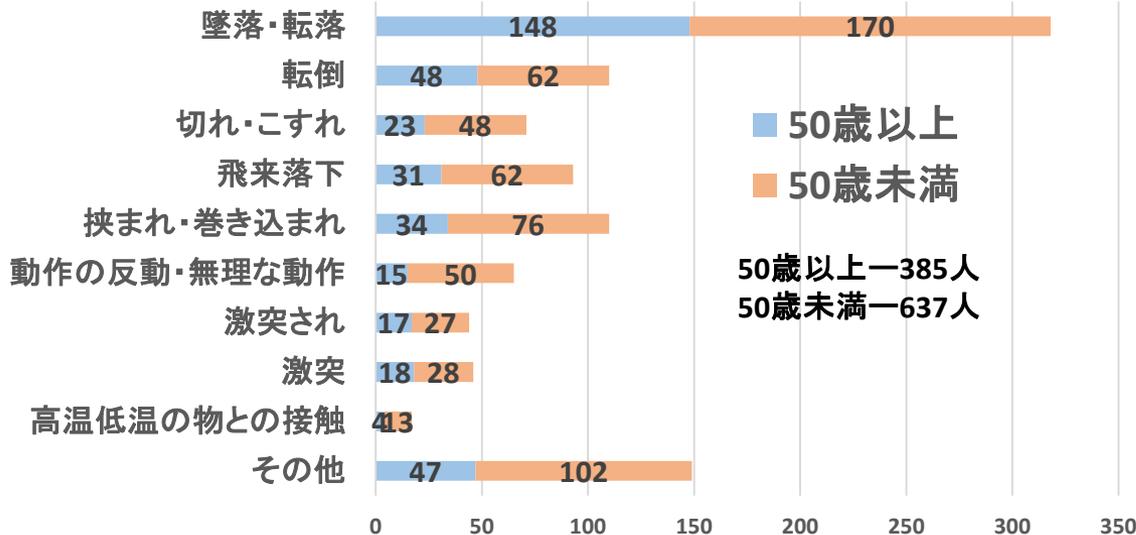
年齢別

全体=1022人



事故の型別/年齢階級別発生状況(令和2年)

全体=1022人



- ・令和2年から平成30年とも死傷者の年齢別の災害傾向は同じ。
- ・40歳以上50歳未満の方が全体の約22%を占め最も多い。
- ・50歳以上の労働災害は全体の40%を占める

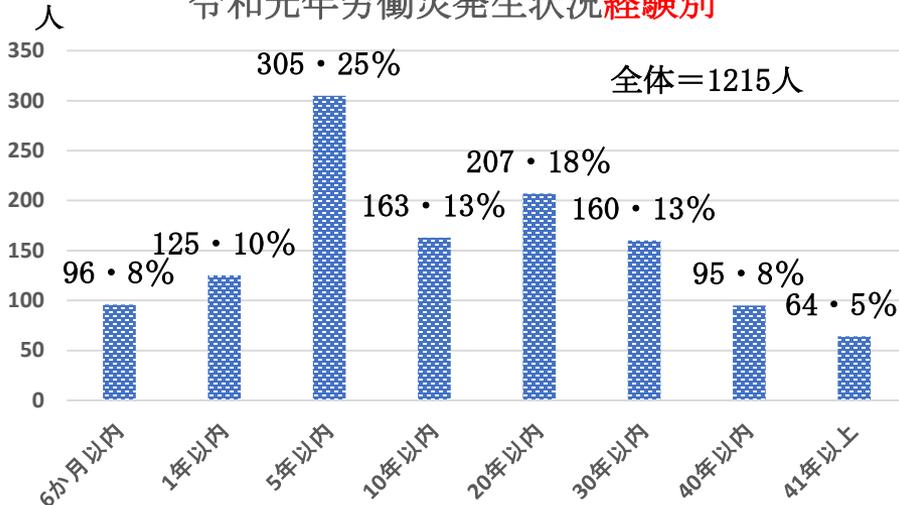
* 高齢労働者に対する対策

- ・労働者に配慮した作業環境の改善
- ・労働者に配慮した作業方法の改善
- ・身体的機能向上のための健康づくり

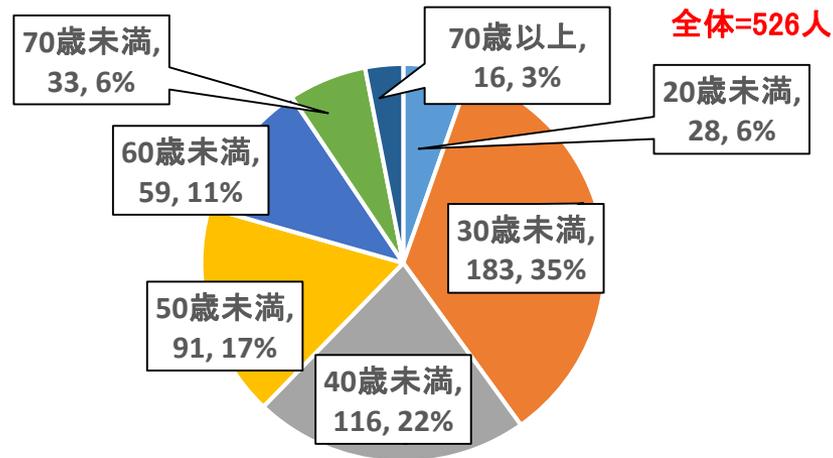
*「エイジフレンドリーガイドライン」参考に
取り組んでください。

令和元年の建設業における休業4日以上 の労働災害発生状況(経験別・年齢別)

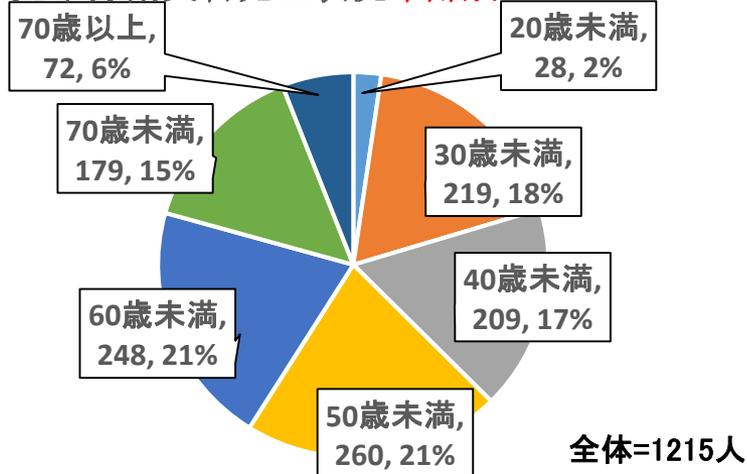
令和元年労働災害発生状況 **経験別**



令和元年労働災害発生状況(経験5年以内・年齢別)



令和元年労働災害発生状況 **年齢別**



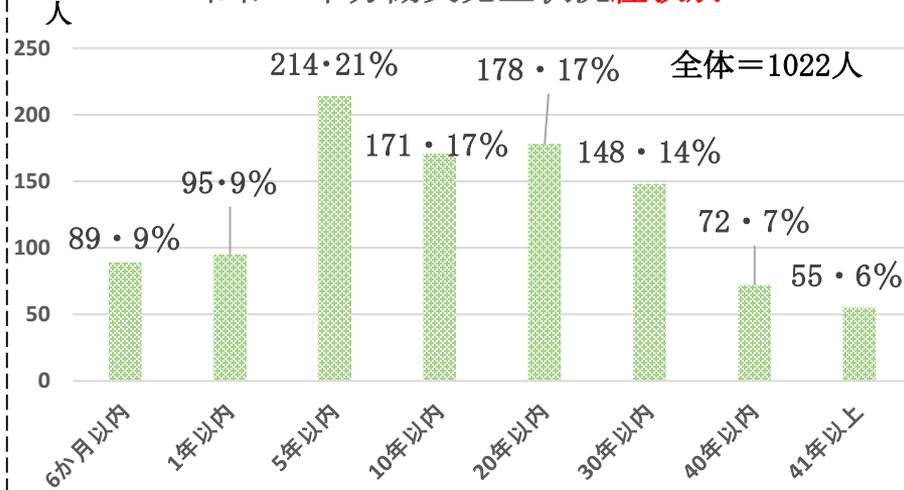
- 令和元年、2年(次頁)とも死傷者の経験別の災害傾向は同じ。
- 経験2年から5年以内の経験者による災害は全体の約25.1%を占め最も多い。
- 経験5年以内に災害にあった被災者数は526人で全体の約43.3%を占めている。
- 経験の浅い5年以内で年齢40歳以上の被災者は約35%を占めている。

* 労働災害防止対策

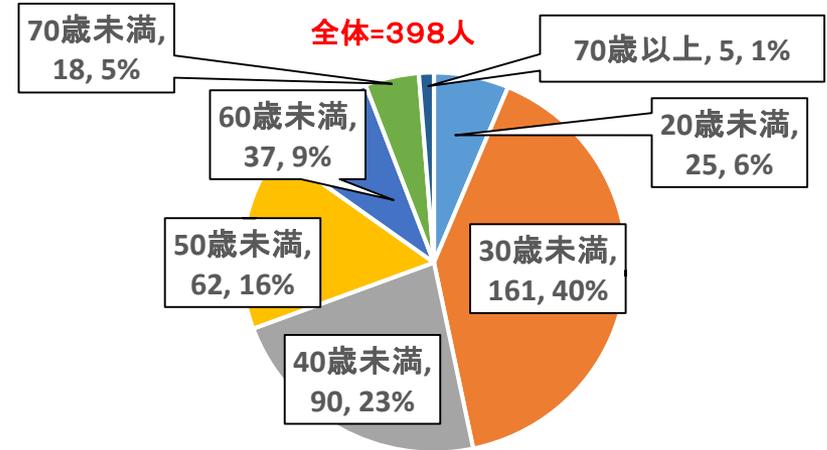
- 労働者を雇入れたとき、作業内容を変更したとき、危険又は有害な業務に就かせるときは確実に教育を行うこと
- 教育の実施計画を作成し確実に行うこと
- 職長及び安全衛生責任者等に対して安全衛生教育を概ね5年ごとに教育を行うこと

令和2年の建設業における休業4日以上の労働災害発生状況(経験別・年齢別)

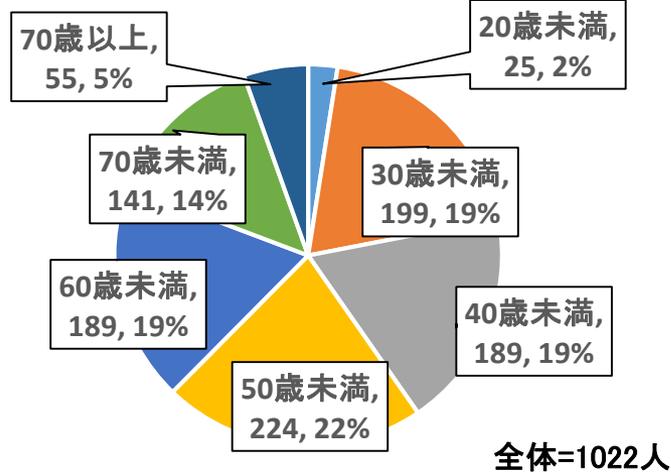
令和2年労働災害発生状況 **経験別**



令和2年労働災害発生状況(経験5年以内・年齢別)



令和2年労働災害発生状況 **年齢別**



- ・ 令和2年、元年(前頁)とも死傷者の経験別の災害傾向は同じ。
- ・ 経験2年から5年以内の経験者による災害は全体の約21%を占め最も多い。
- ・ 経験5年以内に災害にあった被災者は398人で全体の約40%を占めている。
- ・ 経験2年から5年以内の経験者による災害は全体の約21%を占め最も多い。
- ・ 経験の浅い5年以内で年齢40歳以上の被災者は約30%を占めている。

* 労働災害防止対策

- ・ 労働者を雇入れたとき、作業内容を変更したとき、危険又は有害な業務に就かせるときは確実に教育を行うこと
- ・ 教育の実施計画を作成し確実に行うこと
- ・ 職長及び安全衛生責任者等に対して安全衛生教育を概ね5年ごとに教育を行うこと

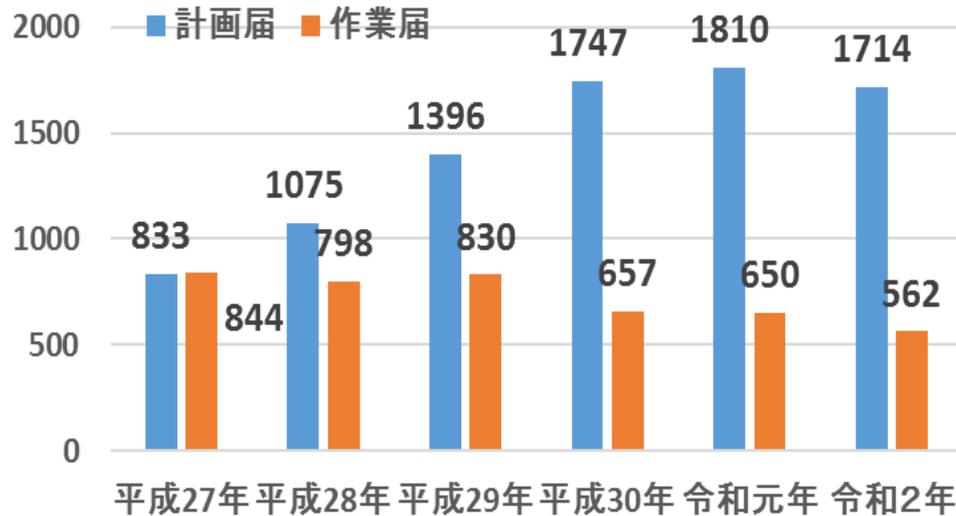
石綿の健康管理と吹き付け石綿除去工事の状況

東京労働局の石綿業務に係る健康管理手帳(*1)の交付数は、令和元年に約800件であり、毎年、約50件の新規交付を行っています。

交付数は、10年前の平成21年と比べると、2.5倍に増加しています。

(*1 過去に一定の業務(作業)に就いていた者が離職後に健康管理に異常が認められた場合に療養に至るまでの間、定期的に健康管理を確認する健康管理手帳制度)

石綿の計画届等報告状況



吹き付けられた石綿(レベル1)の除去する作業を行う工事計画届は、令和2年の届出状況を見ると東京労働局管内で1714件であり、前年と比べ届出数の約5%の減少であった。

平成元年までの過去3年間では、毎年、前年の件数の約3割増しの届出があり、石綿除去工事が増加していました。

令和3年4月から以前に作業届(レベル2)としていた届出が工事計画届となり規制の強化が図られました。

また、今年(R04)の4月から一定の規模以上の建築物工作物の解体工事、改修工事について、石綿の有無の事前調査結果の報告が工事開始前までに労働基準監督署に報告する必要になりました。

石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、原負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも発注者による調査を行うことができます。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（最新情報）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大气污染防治法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.lshlwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに掲載されます。
※システムの利用にはgビズID（gビズプライムまたはgビズエントリー）が必要です。gビズIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

石綿事前調査結果報告システム 検索



パソコン・スマホから
24時間報告できます

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

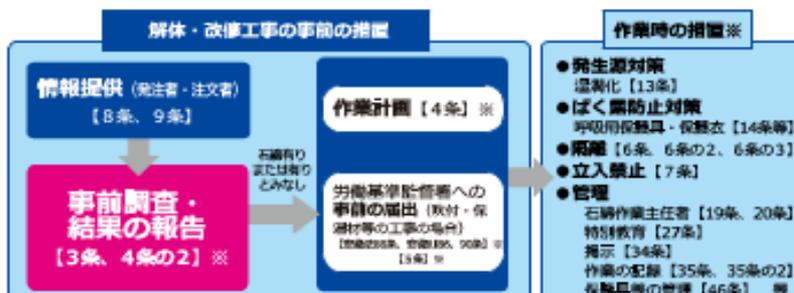
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に付ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修（※1）	積負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	積負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切替・破砕・研削・穿孔（穴開け）等を行うものを含まず。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
 - ・反の柱、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に付ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に付ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・換気設備、防塵設備（設備を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、運搬路、軽質土保層パネル
 - ・プットホームの上乗、鉄道の軌の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規程の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規程を指します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



石綿障害予防規程の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。
また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト 検索



外国人労働者の労働災害発生状況について

外国人労働者の労働災害発生状況の推移
(死傷者数)



外国人労働者の増加に伴い、外国人による労働災害も増加傾向にある。

平成27年以降は、毎年2,000件を超え、令和2年には、約2.3倍となっている。

外国人労働者の業種別災害発生状況(令和2年)

業種	全国(人)	業種／合計	東京(人)	業種／合計
製造業	2273(2183)	49%(56)	44(48)	13%(14)
建設業	797(583)	17%(15)	73(81)	21%(23)
陸上貨物運送事業	313(153)	7%(4)	26(23)	7%(7)
商業	332(250)	7%(6)	56(57)	16%(16)
うち小売業	214(166)	5%(4)	38(47)	11%(13)
保健衛生業	189(113)	4%(3)	35(17)	10%(5)
接客娯楽業	245(228)	5%(6)	59(76)	17%(22)
うち飲食店	175(151)	4%(4)	54(67)	15%(19)
清掃・と畜業	143(117)	3%(3)	42(29)	12%(8)
その他	390(301)	8%(8)	19(22)	5%(6)
合計	4682(3928)	----	354(353)	-----

* () 書きは令和元年

東京の全業種の被災者数1022名のうち外国人によるものが354名の35%を占めている。

建設業が最も多く73名で外国人の被災者数の21%を占める。次いで飲食店の54名(15%)、製造業44名(13%)、清掃・と畜業の42名(12%)であった。

* 労働災害防止対策

- ・ 安全衛生教育の実施(母国語を用いる、視聴覚教材を使用するなどにより、労働者がその内容を理解できる方法により行う。)
- ・ 必要な日本語、基本的な合図等を習得させる(労働災害防止のための指示等)
- ・ 労働災害防止に関する標識、掲示等

外国人労働者向け安全衛生教育教材 を労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。→言語・業種ごとの一覧（裏面）もご確認ください

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

- ▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>
- ▶動画教材 (YouTube) のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>



未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

- ▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



技能講習補助教材

外国人労働者が技能講習時に専門用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

- ▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html



VR教材

仮想の作業場における各種危険作業を疑似体験（VR体験）できる体験会を開催予定（無料）です。開催案内は、厚生労働省のホームページに今後掲載します。



- ▶VRの紹介動画はこちらから https://www.youtube.com/playlist?list=PL1x5ZyAfDI_U-uNevLM8hsEdD1OFPOQuK
- ▶令和2年度の体験会はこちらから <https://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2020/mhlw-vr-event/index.html>

各教材の開発状況（令和3年7月時点）今後も対応言語・業種を拡大します

マンガ・動画教材（●）・未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル（○）

業種	言語													
	日本	英	中国	ベトナム	タガログ	カンボジア	インドネシア	タイ	ミャンマー	ネパール	モンゴル	ポルトガル	スペイン	韓国
建設	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

技能講習補助教材（■）

技能講習の種類	言語													
フォークリフト運転	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
玉掛け	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
床上操作式クレーン運転	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ガス溶接	■	■	■	■	—	■	—	—	—	—	—	—	—	—
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用と掘削用）運転	■	■	■	■	—	■	—	—	—	—	—	—	—	—
車両系建設機械（解体用）運転	■	■	■	■	—	■	—	—	—	—	—	—	—	—
小型移動式クレーン運転	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

2021

2 「建設業における働き方改革の 推進について」

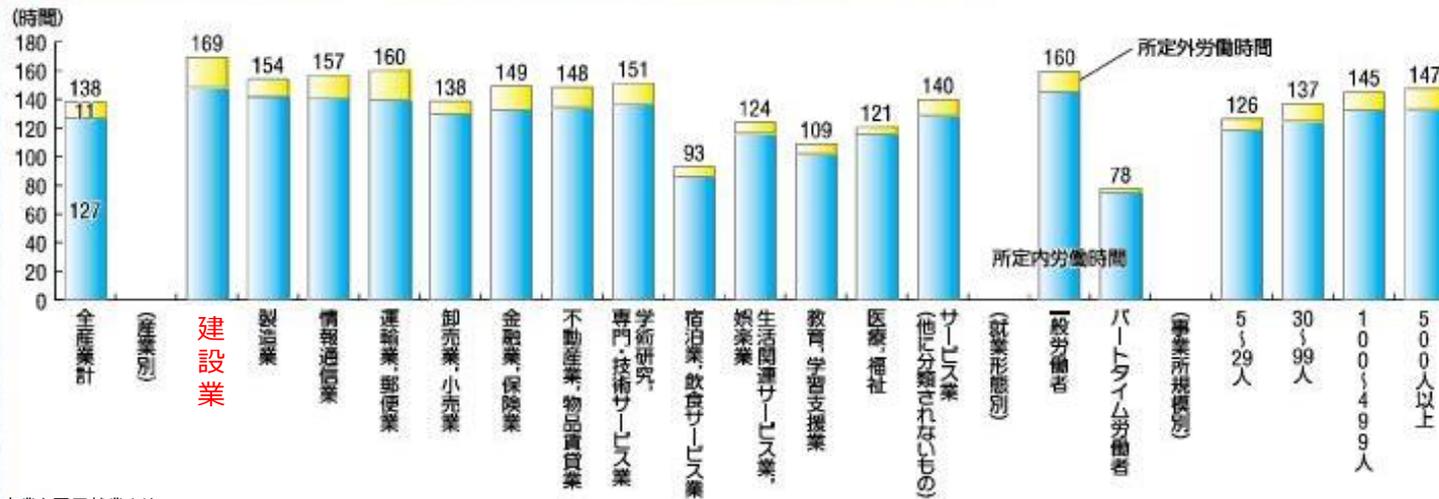
東京労働局労働基準部

ご説明する内容

- ① 時間外労働の上限規制
(猶予業種：2024年4月1日から適用)
- ② 年5日間の年次有給休暇の取得
(2019年4月1日～)
- ③ 月60時間超の残業の割増賃金率引上げ
(大企業：2010年4月1日～、中小企業：2023年4月1日～)
- ④ 東京労働局及び労働基準監督署の取組

賃金・労働時間

2 産業別・就業形態別・事業所規模別月間総実労働時間（東京、2019年）



グラフィック東京の産業と雇用就業より

資料 東京都「毎月勤労統計調査」

都内の状況を見ると、労働時間は建設業が最も長くなっている。

令和3年版過労死等防止対策白書より

第1章

労働時間やメンタルヘルス対策等の状況

主要産業別にみると、「建設業」、「運輸業、郵便業」、「情報通信業」、「製造業」が全産業平均よりも労働時間が長くなっている（第1-3図）。

第1-3図 主要産業別年間総実労働時間の推移（パートタイム労働者を含む。）



(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに作成

(注) 1. 事業所規模5人以上

2. 総実労働時間の年換算値については、各月間平均値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入したもの。

3. 日本標準産業分類の改訂に伴い、表準産業を変更しているため、接続しない産業がある。(平成11(1999)年までの「卸売・小売業、飲食店」及び「運輸・通信業」と平成12年からの「卸売業、小売業」、「運輸業、郵便業」及び「情報通信業」)

4. 平成16(2004)年から平成23(2011)年の数値は「時系列比較のための推計値」を用いている。

平成30年からは
建設業が最も長くなっている。

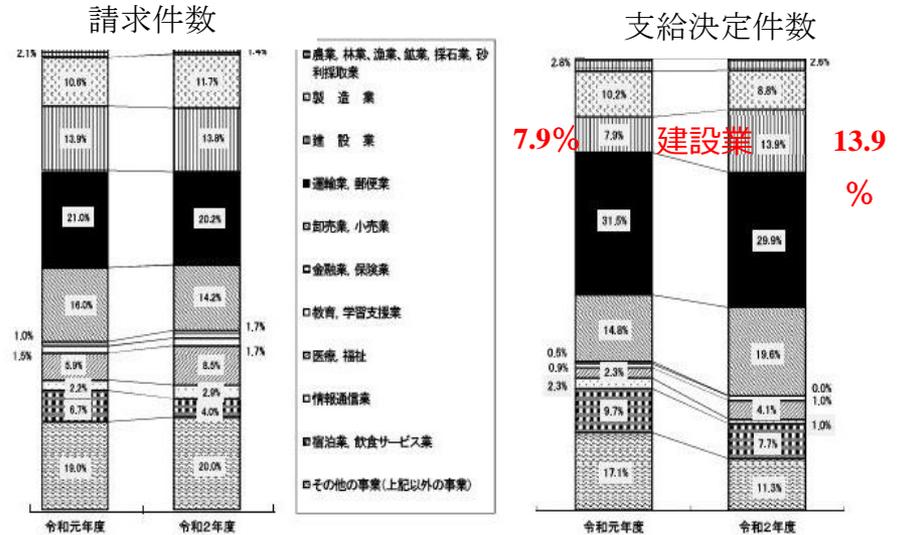
脳・心臓疾患の労災支給決定件数

3 令和2年度 業種別請求、決定及び支給決定件数（東京労働局分）

	脳・心臓疾患			精神障害[うち自殺]		
	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、 採石業、砂利採取業	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	1(1)	1(1)
建設業	15(0)	22(0)	6(0)	13(2)	16(3)	5(1)
製造業	5(1)	5(0)	1(0)	23(7)	20(8)	6(1)
情報通信業	12(0)	10(0)	2(0)	62(27)	55(23)	10(5)
運輸業、郵便業	8(2)	10(0)	3(0)	35(8)	32(4)	10(1)
卸売業・小売業	14(1)	24(3)	8(0)	60(21)	52(23)	13(4)
金融業・保険業	2(0)	3(0)	0(0)	23(13)	23(14)	3(1)
宿泊業、 飲食サービス業	5(1)	5(1)	3(1)	23(13)	17(7)	5(0)
教育、学習支援業	4(0)	4(2)	0(0)	16(12)	8(2)	1(1)
医療、福祉	7(2)	5(3)	0(0)	72(47)	60(41)	16(10)
その他の事業 (上記以外の事業)	36(7)	21(5)	3(0)	94(48)	84(40)	23(10)
合計	109(14)	110(14)	27(1)	421(198)	368(166)	93(35)

左図：令和2年度の東京労働局の業種別請求、決定、支給決定件数
 ※建設業は2番目に多い業種となっている。

下図：全国の業種別の請求、支給決定件数
 ※建設業の支給決定件数の割合が増加している（令和元年度と令和2年度）。



注 1 業種については、「日本標準産業分類（大分類）」による。
 2 ()内は女性の数で内数である。

東京の一般職業紹介状況(令和3年11月分)より

全職種では
1.13倍です。

職業別の常用有効求人倍率の状況

【一般常用】

有効求人倍率の高い職業	求人倍率	有効求人倍率の低い職業	求人倍率
保安の職業	10.44 倍	美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者	0.15 倍
建設・土木・測量技術者	6.42 倍	事務用機器操作の職業	0.27 倍
建設・土木の職業	5.54 倍	一般事務の職業	0.27 倍
介護サービスの職業	4.96 倍	会計事務の職業	0.47 倍
機械整備・修理、検査の職業	4.76 倍	農林漁業の職業	0.51 倍

*有効求人倍率は倍率の高い職業、低い職業ともに5職業を掲載。なお、その他に分類される職業は除く。

時間外労働の上限規制

(猶予業種：2024年4月1日から適用)

上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

建設事業

2024年4月1日から、上限規制を適用しま
す。

(ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)

そのほかには、自動車の運転の業務、医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業、新技術・新商品等の開発業務があります。

左図が適用前（現在）
右図が適用後（令和6年4月1日～）

月残業80時間
= 1日残業4時間程度

法律による上限(例外)

- ・年720時間
- ・複数月平均80時間*
- ・月100時間未満*

* 休日労働を含む

月残業45時間
= 1日残業2時間程度

法律による上限(原則)

年間6か月まで

特別条項

残業時間
月45時間
年360時間

法定労働時間
1日8時間
週40時間

上限がありません。

法定労働時間
1日8時間
週40時間

1年間=12か月

1年間=12か月

年 5 日間の年次有給休暇の取得

(2019年4月1日～)

有給休暇は取れていますか？

2. 年5日の年次有給休暇の確実な取得（2019年4月～）

2019年3月まで

年休の取得日数について
使用者に義務なし

2019年4月から

年5日の年休を労働者に取得させることが使用者
の義務となります。
(対象：年休が10日以上付与される労働者)

Point
1

対象者

年次有給休暇が10日以上付与される労働者が対象です。

- 法定の年次有給休暇付与日数が10以上の労働者に限ります。
- 対象労働者には**管理監督者**や**有期雇用労働者**も含まれます。

月60時間超の残業の割増賃金率引上げ

(大企業：2010年4月1日～、中小企業：2023年4月1日～)

中小企業に対する月60時間超の 時間外労働の割増賃金率の適用猶予見直し

■ 2023年4月1日から、月60時間を超える残業は割増賃金率が上がります

次の次の4月から

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50%
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(改正後) 2023年4月1日施行

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

※中小企業の定義(事業場単位ではなく、企業単位で判断します)。

建設業は、資本金または出資総額が3億円以下、または常時使用する労働者が300人以下

企業の取組事例

建設会社の取組事例 1

○会社全体の意識統一に向けた取組

- ・労働時間削減の行動指針を策定し、ポスターを作成、工事現場にポスターを掲示した。
- ・パソコン起動時に労働時間削減の啓発画面を表示した。
- ・本社のほか全国の工事現場の社員に対して36協定の研修を実施した。
- ・積極的な取組を行い実績のあった工事現場を表彰し、好事例として展開した。

建設会社の取組事例 2

○デスクワークや打合せの工夫。

- ・ デスクワークに専念する時間を所定労働時間内に設けた。
- ・ 工事現場における打合せを所定労働時間内に行うこととした。
- ・ 担当者間の連絡調整の内容を綿密にした。

建設会社の取組事例 3

○応援体制の確立

- ・ 工事現場の週休2日に向け、時間外労働の比較的少ない事務所勤務の社員に工事現場のサポートを行わせた。
- ・ 長時間労働となる恐れのある社員を把握し、地域拠点から重点的なフォローを行わせた。

東京労働局及び労働基準監督署の取組（支援策など）

- ・ 法令の周知（リーフレットの配布） P53,P54
- ・ 工事発注者に対する要請
- ・ 労働時間等の説明会の開催や個別訪問 P55
- ・ 東京働き方改革推進センターの運営 P56
- ・ 助成金の周知 P57～P60
- ・ 下請たたき・しわ寄せ防止の周知啓発 P61

東京労働局のパンフレット（建設会社向け）

建設業の事業主の皆様へ
令和6年4月1日から
時間外労働の上限規制が適用されます

- 所定労働時間の枠組みの見直し
- 年次有給休暇の取得促進
- 週休2日制の推進
- 適正な工期の設定
- 人材確保と育成など

「働き方」が変わります!!

主な変更内容は・・・
 (36協定の始期が令和6年4月1日以降のものが対象です。)

現在、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、令和6年4月1日以降、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、臨時的な特別の事情（特別条項）があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできません。

- 1年間の時間外労働は**720時間以内**
- 1か月の時間外労働と休日労働の合計は**100時間未満**
- 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が**全て1か月当たり80時間以内**
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**

※例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について
 ・月100時間未満
 ・2～6か月平均80時間以内
 この2つの規制は令和6年4月1日以降も**適用されません**。

東京労働局 東京労働局・労働基準監督署（支署） 2022.1

令和5年4月1日から 中小企業に対する月60時間超の時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

（現在）			（令和5年4月1日から）		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに 50% ※中小企業の割増賃金率を引上げ		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕			1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

○「下請たたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、「建設業法」で禁止されています。

労働基準監督署では、下請たたきに関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。



（※ 下請取引に限らず、発注者から直接請け負う元請負人である場合もご相談いただけます。）

元請業者の皆様におかれましては、協力会社の長時間労働削減にもご配慮をお願いします。

第13次東京労働局労働災害防止計画（2018年度～2022年度）推進中



“Safe Work TOKYO”の下
 「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」を
 キャッチフレーズに活動を推進しています。

東京労働局のパンフレット（発注者向け）

工事発注者の皆様へ

建設会社の

「働き方」が変わります!!

令和6年4月1日から建設会社にも
時間外労働の上限規制が適用されます

★今後このような取組が進んでいくものと考えられます。

- ・ 所定労働時間の枠組みの見直し
- ・ 週休2日制の推進
- ・ 年次有給休暇の取得促進
- ・ 適正な工期の設定
- ・ 人材確保と育成 など



主な変更内容は・・・

(36協定の始期が令和6年4月1日以降のものが対象です。)

現在、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、令和6年4月1日以降、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを越えることができなくなります。

また、臨時的な特別の事情(特別条項)があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ・ **1年間の時間外労働は720時間以内**
- ・ **1か月の時間外労働と休日労働の合計は100時間未満**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が**全て1か月当たり80時間以内**
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**

※例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

- ・ 月100時間未満
 - ・ 2～6か月平均80時間以内
- この2つの規制は令和6年4月1日以降も適用されません。



東京労働局・労働基準監督署（支署）

2022.1

令和5年4月1日から
中小企業に対する月60時間超の時間外労働の
割増賃金率が引き上げられます

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50%
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(令和5年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

⊘「下請たたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、「建設業法」で禁止されています。

労働基準監督署では、下請たたきに関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。



(※ 下請取引に限らず、発注者と元請負人との間の取引についても相談の対象となります。)

工事発注の際は、ご理解とご協力をお願いします。

第13次東京労働局労働災害防止計画（2018年度～2022年度）推進中



“Safe Work TOKYO”の下
「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」を
キャッチフレーズに計画を推進しています。

各種支援策について(個別訪問)

中小企業事業主の皆様へ

個別に訪問説明をいたします！

—改正労働基準法など働き方改革の進め方について—

・労働基準法の基礎知識から改正労働基準法の内容まで、働き方改革の進め方にお悩みの中小企業の事業主又は労務責任者に対し、労働基準監督署の職員（相談・支援担当）や東京働き方改革推進支援センターの専門家が個別に訪問して、丁寧に説明します。**費用はかかりません。**

・法違反などの指導を目的に行うものではありませんので、お気軽にお申し込みください。

労働基準監督署	TEL・FAX	管轄	労働基準監督署	TEL・FAX	管轄
中央労働基準監督署	TEL 03-5803-7381 fax03-3818-8411	千代田区、中央区 文京区、大島町 八丈町、利島村 新島村、神津島村 三宅村、御蔵島村 青ヶ島村	足立労働基準監督署	TEL 03-3882-1188 fax03-3879-0731	足立区、荒川区
上野労働基準監督署	TEL 03-6872-1230 fax03-3828-6716	台東区	向島労働基準監督署	TEL 03-5630-1031 fax03-5247-4435	墨田区、葛飾区
三田労働基準監督署	TEL 03-3452-5473 fax03-3452-3072	港区	亀戸労働基準監督署	TEL 03-3637-8130 fax03-3685-5218	江東区
品川労働基準監督署	TEL 03-3443-5742 fax03-3443-6856	品川区、目黒区	江戸川労働基準監督署	TEL 03-6681-8212 fax03-5667-1531	江戸川区
大田労働基準監督署	TEL 03-3732-0174 fax03-3730-9575	大田区	八王子労働基準監督署	TEL 042-680-8752 fax042-646-1524	八王子市、日野市 多摩市、稲城市
渋谷労働基準監督署	TEL 03-3780-6527 fax03-3780-6595	渋谷区、世田谷区	立川労働基準監督署	TEL 042-523-4472 fax042-522-0565	立川市、昭島市、府中市 小金井市、小平市 東村山市、国分寺市 国立市、東大和市 武蔵村山市
新宿労働基準監督署	TEL 03-3361-3949 fax03-3361-6200	新宿区、中野区 杉並区	青梅労働基準監督署	TEL 0428-28-0058 fax0428-23-4330	青梅市、福生市 あきる野市、羽村市 西多摩郡
池袋労働基準監督署	TEL 03-3971-1257 fax03-3590-6532	豊島区、板橋区 練馬区	三鷹労働基準監督署	TEL 0422-67-0651 fax0422-46-1214	三鷹市、武蔵野市 調布市、西東京市 狛江市、清瀬市 東久留米市
王子労働基準監督署	TEL 03-6679-0183 fax03-3901-3612	北区	八王子労働基準監督署 町田支署	TEL 042-718-8610 fax042-724-0071	町田市

各種支援策について(支援センター)

中小企業・小規模事業者の皆様へ

「働き方改革関連法」が施行されています！対応はお済みですか？

(厚生労働省 東京労働局 委託事業)

東京働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を無料でご支援いたします。

悩める経営者のチカラになります！



特に、以下のお悩みや課題は迷わずご相談ください。

- テレワークをやりたい
- 在宅勤務も検討したい
- 業務効率化から始めたい
- 生産性向上で賃金アップ
- 同一労働同一賃金
- 時間外労働の上限規制
- 活用可能な助成金
- 人材不足対応(育成含む)

*これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

当センターではご要望に応じ、
企業経営や労務管理の専門家が無料で
以下の支援をお手伝いしています。

無料 個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し
課題解決に向けた支援を行います。

無料 セミナー・講師

気軽に参加いただける WEB
セミナーを多数用意しております。

無料 常駐相談

当センター内で電話相談や
来所者相談を行っています。



東京働き方改革推進支援センター
受付時間(平日) 9:00 ~ 17:00

住所が変わりました JR・東京メトロ銀座線 神田駅より徒歩3分
〒101-0043 東京都千代田区神田墨山町25 サンクス神田ビル2F

電話 0120-232-865

ファックス 03-6260-7295

E-mail tokyo@task-work.com

ホームページ https://task-work.com/tokyo/



建物1Fにサンクスハウジング(株)が入っているビルになります

表面は無料出張相談申込表となっております。FAX または E-mail にてお申し込み下さい。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
(厚生労働省 東京労働局 委託事業)

専門家による無料出張相談 申込票

東京働き方改革推進支援センター 宛  **03-6260-7295**

E-Mail の方は、tokyo@task-work.com へ下記内容をお送りください。

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名			
業 種		従業員数 (正社員)	
住 所			
氏 名		担当部署 ・ 役職	/
電 話	() -	() -	
相談希望日時 <small>(専門家を選定しますので、1~2週間後で日程設定ください。)</small>	(○月○日 午前、午後、一日中等の記載も可です。専門家と後日調整 <input checked="" type="checkbox"/> でも結構です) 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から <input type="checkbox"/> 専門家と後日調整		
相談内容 <small>(最大2つまで <input checked="" type="checkbox"/> チェックして下さい)</small>	<input type="checkbox"/> 生産性向上・業務効率化 <input type="checkbox"/> IT 活用 <input type="checkbox"/> 人材採用・教育訓練 <input type="checkbox"/> テレワーク・在宅勤務 <input type="checkbox"/> 給与体系・賃金制度・評価制度 <input type="checkbox"/> 就業規則 <input type="checkbox"/> 有給休暇 <input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 <input type="checkbox"/> 労働時間管理・時間外労働 <input type="checkbox"/> 高齢者活用・再雇用 <input type="checkbox"/> 女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> 補助金・助成金 <input type="checkbox"/> 外国人の就労・受け入れ <input type="checkbox"/> 雇用調整助成金 <input type="checkbox"/> その他()		
	特に相談したい内容をご記入ください。(専門家も準備ができます。)		
セミナーへのご要望	聞きたいテーマがあればご記入ください。(WEBセミナーをきむ)		

ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

〒101-0043 東京都千代田区神田墨山町25 サンクス神田ビル2F
☎ 0120-232-865 ☎ 03-6260-7295 ✉ tokyo@task-work.com
東京働き方改革推進支援センター (実施機関/株式会社タスクール Plus)

東京都最低賃金のお知らせ

確認しましょう!



1,041

時間額

28円
UP

円

令和3年10月1日から

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

中小企業・小規模事業者の皆様へ；最低賃金を20円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合は、業務改善助成金をはじめとする各種支援策の活用をご検討ください。業務改善助成金についてのお問い合わせは、

「業務改善助成金コールセンター」 【☎ 03-6388-6155】

「東京働き方改革推進支援センター」 【☎ 0120-232-865】

にお尋ねください。

○最低賃金に関するお問い合わせは

東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614)

または 最寄りの労働基準監督署へ



雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



各種支援策について(助成金)

「業務改善助成金(通常コース)」のご案内 ～令和4年3月末まで申請期限を延長します～

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ

設備投資等

設備投資等に要した費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!

業務改善助成金 検索



概要

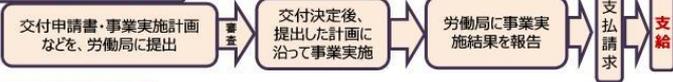
※令和4年2月1日以降も申請を受け付けます(※3)

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)	
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)	
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)	
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

- (※1) 10人以上の上限度区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。
 ①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場
 ②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者
 (※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。
 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
 (※3) 20円コースは、令和4年1月31日で受付を終了しています。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ



お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」R3年8月10日～ 03-6388-6155(平日8:30-17:15) または
- ◆ 「東京働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
フリーダイヤル 0120-232-865 (平日9:00-17:00 千代田区神田富山町25サクス神田ビル2F)



申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は事業場所在地を管轄する都道府県労働局です。都内の事業場の申請窓口は、「東京労働局 雇用環境・均等部企画課助成金係」03-6893-1100(平日9:00-17:00)です。申請は企業単位ではなく、事業場(店舗、営業所等)単位です。

ご留意いただきたい事項

- ◆ 過去に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。同一年度内に2回まで申請可能です。
- ◆ パソコン等の汎用性事務機器購入費、セキュリティ対策費等、通常の事業活動の経費は助成対象外です。
- ◇ 特例事業場で30円コース以上ならパソコン(新規購入に限る)、11人乗以上の乗用車、貨物車も対象です。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に算集を終了する場合があります。
- ◆ 申請書のダウンロードと記載例は厚労省HP、申請の流れと提出書類等の詳細は東京労働局HPをご覧ください。

～業務改善助成金の活用事例～

事例1

ヘルプコンパへの導入による担当の振り付け作業の効率化

＜企業概要＞
【所在地】新潟県 新潟市
【従業員数】40人
【業種】食品製造
＜課題と対応＞
担当の振り付け作業における振り付け作業を効率化するため、設備投資による生産性向上を実現しました。
設備の導入により生産性が向上し、担当の振り付け作業の効率化が実現しました。
ヘルプコンパの導入により、担当の振り付け作業の効率化が実現しました。

担当の振り付け作業を効率化したい

ヘルプコンパの導入による担当の振り付け作業の効率化

ヘルプコンパの導入により、担当の振り付け作業の効率化が実現しました。

ヘルプコンパの導入により、担当の振り付け作業の効率化が実現しました。

事例2

多機能POSレジの導入によるレジ業務の効率化

＜企業概要＞
【所在地】東京都 東京都
【従業員数】24人
【業種】小売業
＜課題と対応＞
レジ業務の効率化を図るため、多機能POSレジを導入しました。
導入により、レジ業務の効率化が実現しました。
多機能POSレジの導入により、レジ業務の効率化が実現しました。

レジの構築業務を効率化したい

多機能POSレジの導入によるレジ業務の効率化

多機能POSレジの導入により、レジ業務の効率化が実現しました。

多機能POSレジの導入により、レジ業務の効率化が実現しました。

助成金活用ポイント

ヘルプコンパを導入したことで、担当の振り付け作業の効率化が実現しました。

助成金活用ポイント

多機能POSレジを導入したことで、レジ業務の効率化が実現しました。

東京労働局

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

<p>① 業務改善助成金</p> <p>問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：03-6388-6155（平日 8:30～17:15） 又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）</p> <p>事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行う中小企業・小規模事業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。</p>	業務改善助成金	検索
<p>② 業務改善助成金特例コース</p> <p>問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：03-6388-6155（平日 8:30～17:15） 又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日～同年12月の間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大します。</p>	業務改善助成金特例コース	検索
<p>③ 人材確保等支援助成金</p> <p>問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク</p> <p>生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下に取り組む事業主に対して、助成金を支給します。</p>	人材確保等支援助成金	検索
<p>④ キャリアアップ助成金</p> <p>問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク</p> <p>有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。</p>	キャリアアップ助成金	検索
<p>⑤ 中小企業向け賃上げ促進税制</p> <p>問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター</p> <p>青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。</p>	賃上げ促進税制	検索
<p>⑥ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）</p> <p>問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505</p> <p>事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。</p>	働き方改革推進支援資金	検索
<p>⑦ 事業再構築補助金</p> <p>問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター 受付時間：9:00～18:00（日祝日を除く） 電話番号：<ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話用>03-4216-4080</p> <p>ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらを通じた取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。</p>	事業再構築補助金	検索

2. 生産性向上に関する支援

<p>⑧ 固定資産税の特例措置</p> <p>問い合わせ先：<先端設備等導入計画の作成等について>先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課 <税制について>中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00） <制度について>中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816</p> <p>「中小企業等経営強化法」に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・特例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じることで、設備投資を行う事業主を支援します。</p>	先端設備等導入計画	検索
<p>⑨ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）</p> <p>問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1957（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）</p> <p>中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。</p>	経営力向上計画	検索
<p>⑩ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）</p> <p>問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）</p> <p>中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。</p>	経営強化税制	検索
<p>⑪ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金</p> <p>問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053（平日 10:00～17:00）</p> <p>中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。</p>	ものづくり補助金	検索
<p>⑫ 小規模事業者持続化補助金</p> <p>問い合わせ先：<商工会の管轄地域で事業を営む方>全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ <商工会議所の管轄地域で事業を営む方>日本商工会議所 電話：03-6747-4602</p> <p>小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。</p>	持続化補助金	検索
<p>⑬ サービス等生産性向上 IT 導入支援補助金</p> <p>問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-424</p> <p>中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。</p>	IT 導入補助金	検索
<p>3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援</p>		
<p>⑭ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン</p> <p>問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669</p> <p>親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。</p>	下請ガイドライン	検索

15 パートナースHIP構築宣言 パートナースHIP構築宣言 検索

問い合わせ先: <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話: 03-3501-1765
<「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話: 03-5541-6688

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。



16 官公需法に基づく「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 官公需基本方針 検索

問い合わせ先: 中小企業庁取引課 電話: 03-3501-1669

「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。



17 官公需情報ポータルサイト 官公需ポータルサイト 検索

問い合わせ先: 中小企業庁取引課 電話: 03-3501-1669

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。



4. 資金繰りに関する支援

18 セーフティネット貸付制度 セーフティネット貸付 検索

問い合わせ先: 日本政策金融公庫(日本公庫) 電話: 0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫) 電話: 098-941-1795

一時的に売上減少等悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。



19 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資) マル経融資 検索

問い合わせ先: 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。




5. その他、雇用(人材育成)に関する支援

20 建設事業主等に対する助成金 建設事業主等に対する助成金 検索

問い合わせ先: 都道府県労働局又はハローワーク

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金(「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」)を支給します。



21 人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース) 人材確保等支援助成金 検索

問い合わせ先: 都道府県労働局又はハローワーク

事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善に向けた「魅力ある職場づくり」(雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入)を行う場合に、助成金を支給します。



22 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) 地域雇用開発助成金 検索

問い合わせ先: 都道府県労働局又はハローワーク

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。



23 雇用調整助成金 雇用調整助成金 検索

問い合わせ先: 都道府県労働局又はハローワーク

従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。



24 人材開発支援助成金 人材開発支援助成金 検索

問い合わせ先: 都道府県労働局又はハローワーク

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。



6. 相談窓口・各種ガイドライン

25 働き方改革推進支援センター 働き方改革推進支援センター 検索

問い合わせ先: 全国の働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家による無料相談と専門家派遣を行います。



26 特別相談窓口の設置 最低賃金 特別相談窓口 検索

問い合わせ先: 全国の商工会議所、各都道府県商工会連合会

生産性向上等に向けた検討を行っている中小企業・小規模事業者や、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。



27 よろず支援拠点 よろず支援拠点 検索

問い合わせ先: 各都道府県のよろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。



28 下請かけこみ寺 下請かけこみ寺 検索

問い合わせ先: (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話: 03-5541-6655
各都道府県の下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。



29 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 ミラサポ plus 検索

問い合わせ先: ミラサポ plus コールセンター 電話: 050-5370-4340

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策(制度)をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。



最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル

上記でご紹介した各施策等について、より詳しくまとめています。



各都道府県労働局の問い合わせ先: 厚生労働省HPホーム> 厚生労働省について> 所在地案内>
都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧



⊘ 「下請たたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、「建設業法」で禁止されています。

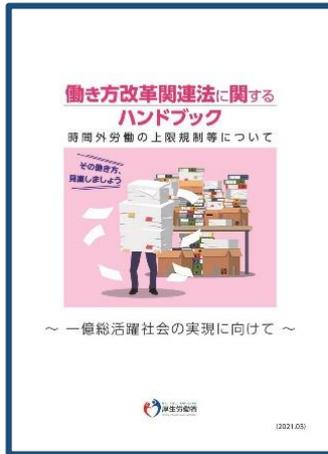
労働基準監督署では、下請たたきに関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。



(※ 下請取引に限らず、発注者から直接請け負う元請負人である場合もご相談いただけます。)

元請事業者の皆様におかれましては、協力会社の長時間労働削減にもご配慮をお願いいたします。

参考パンフレット



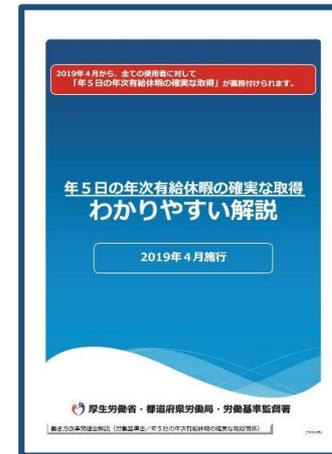
本日の説明の中心となったものです。



「実際にどうしたらいいの?」という方へのハンドブックです。



36協定について詳しく書かれたパンフレットです。



有給休暇について詳しく書かれたパンフレットです。

最後に、

労働災害防止を進めながら、長時間労働削減に関する自主的な取組が重要となります。

一層の促進をお願いいたします。